

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第1節 概説

我が国における近代的な水道は、明治20年に横浜市に布設されたものがそのはじまりである。以来今日まで、その普及の努力が続けられた結果54年3月には、水道の普及率は90.3%となっている。水道は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る上で不可欠なものであり、今日では国民生活の中にその基盤をなす施設の一つとして定着している。

しかし、今日水道を取り巻く状況には極めて厳しいものがあり、需要水量の増大に伴う新たな水源の確保、原水の水質の保全、水道事業経営の健全化等が大きな課題となっている。この課題に対処するため水源の確保、浄水管理の高度化、水道水の安全性の確保、経営努力の推進等を行う必要があり、このためには広域的な観点からの計画的な水道の整備を図っていく必要がある。また、水道用水の使用合理化及び漏水防止対策を一層促進するとともに雑用水道のあり方についても検討を進める必要がある。

更に、渇水、地震等の災害時においてもできるかぎり水道水の安定した供給が図られるよう渇水、地震等の対策について所要の措置が講じられるよう努める必要がある。

これらの施策の中心をなすのは、水道法(32年法律第177号)であるが、同法は52年6月23日に公布された水道法の一部を改正する法律により改正され、これにより、都道府県知事は地方公共団体の要請に応じて広域的な水道整備計画を定めることができることとされ、またビル、マンション等における簡易専用水道の管理に係る規制の措置等が講じられることとなった。なお、水道法の改

正に伴って政省令の改正が行われたほか水質基準に関する省令についても必要な改正が行われた。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道整備の現状

1 普及状況

水道法の適用を受ける給水人口101人以上の水道事業の数ば、53年度末現在、全国で1万8,477となっている。その内訳は、給水人口5,001人以上の上水道事業1,872、給水人口5,000人以下の簡易水道事業1万2,456、水道に浄水を供給する水道用水供給事業78、自家用として寄宿舍、社宅、療養所等に給水する専用水道4,071である。

最近の傾向としては、第2-1-1表に示されているとおり、簡易水道が減少し水道用水供給事業が増加しており、水道の広域的な整備が一層進んでいることがわかる。

第2-1-1表 事業数の推移

第2-1-1表 事業数の推移 (各年度末現在)

種 別	事業主体	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度
水道用水供給事業	都道府県	37	38	41	44	45	44
	市町村	1	1	1	1	1	1
	組合	25	28	29	31	33	33
	計	63	67	71	76	79	78
上水道事業	都道府県	10	9	10	10	10	10
	市	670	651	638	633	625	620
	町	981	1,004	1,007	1,022	1,043	1,062
	村	100	87	89	92	95	95
	組合	43	64	65	67	67	69
	私人	21	14	19	18	17	16
計	1,825	1,829	1,828	1,842	1,857	1,872	
簡易水道事業	公	8,791	8,495	8,500	8,570	8,652	8,677
	営	4,987	5,001	4,719	4,483	4,059	3,779
	その他	13,778	13,496	13,219	13,053	12,711	12,456
計							
専用水道		3,858	3,889	3,921	3,995	4,028	4,071
合計		19,524	19,281	19,039	18,965	18,676	18,477

厚生省水道環境部調べ

また、近年の水道の給水人口及び普及率は第2-1-2表のとおりである。

第2-1-2表 給水人口の推移

第2-1-2表 給水人口の推移

(単位:1,000人,%)

年 度	35	40	45	50	53
総人口(A)	93,420	98,275	103,720	112,279	115,500
給水人口(B)	49,910	68,242	83,754	98,397	104,253
普及率(B/A)	53.4	69.4	80.8	87.6	90.3

厚生省水道環境部調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道整備の現状

2 給水量と取水量

水道の年間総給水量は、53年度において138億m<sup>3</sup>となり、45年度の101億m<sup>3</sup>に対し、1.36倍になっている。このような給水量の増加は、給水人口の増加、生活水準の向上及び生活環境の改善等に伴う水使用量の増加によるものである。

総給水量を水道事業の種類別にみると、第2-1-3表のとおり、上水道は全体の94.1%と高い割合を占めている。

第2-1-3表 年間総給水量の変化

第2-1-3表 年間総給水量の変化 (単位: 億m<sup>3</sup>)

年 度	40	45	50	53
上 水 道 (用 水 供 給)	60.7 (3.5)	93.7 (7.3)	120.0 (15.9)	129.7 (19.5)
簡 易 水 道	4.4	5.6	6.6	7.2
専 用 水 道	1.9	1.7	1.2	0.9
計	67.0	101.0	127.8	137.8

厚生省水道環境部調べ

これに対して、簡易水道は事業数において67%を占めているが、給水量では全体の5.2%に過ぎず、しかもその占める割合は年々低下している。

一方、水道用水供給事業は、53年度において全体の14.2%に当る195億m<sup>3</sup>を供給しており、その占める割合は年を追って高くなっている。

給水人口1人1日当たりの平均給水量は、上水道で53年度363lとなっており、これを水道の規模別にみると、規模の大きい水道ほど1人当たりの給水量が多く、簡易水道のそれは上水道のおよそ5分の3である(第2-1-4表)。これは、都市地域における生活が、水洗便所、冷房設備等大量の水を使用することと、事業用水を含むことのためである。

第2-1-4表 規模別給水量と給水人口

第2-1-4表 規模別給水量と給水人口(53年度)

給水人口による 規模別	個別数	現在給水 人口(千人)	年間給水量 (億 $m^3$ )	1人1日給水量( $l$ )	
				最大	平均
上 水 道	100万人以上	12	29,028	46	428
	50~100万人	7	4,292	6	391
	25~50	37	12,278	17	379
	10~25	94	15,429	20	363
	5~10	158	11,210	15	354
	1~5	827	17,722	21	323
	1万人以下	708	4,680	5	314
	建設中	29	—	—	—
計	1,872	94,639	130	485	363
簡易水道	12,456	8,452	7	313	235

厚生省水道環境部調べ

水道(上水道事業及び水道用水供給事業)の取水量を水源別にみると、第2-1-5表のとおり年間取水量135.4億 $m^3$ のうち約66%が河川に依存しており、しかもその割合は年々増大している。なかでも、ダムに対する依存率は45年度の19.4%から53年度の23.5%と高まっている。また、ダムへの依存率は規模の大きな水道において特に高くなっており、これは、大量の水需要を安定して供給するためダムに依存する必要があるためである。

第2-1-5表 水道の水源別年間放水量の推移

第2-1-5表 水道の水源別年間取水量の推移

(単位:億 $m^3$ )

年 度	河川表流水			湖 水	伏流水	浅井戸	深井戸	その他	計
	自流	ダム (直接)	ダム (放流)						
40	35.8	4.5	3.0	0.6	9.5	2.3	7.1	1.7	64.5
45	47.5	6.4	12.7	0.9	10.4	5.2	13.1	2.3	98.5
50	58.0	9.3	18.5	1.2	10.7	6.9	18.0	2.8	125.4
53	58.1	10.6	21.2	1.5	10.0	8.5	20.7	4.8	135.4

厚生省水道環境部調べ

(注) 調査対象は、上水道事業と水道用水供給事業である。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道整備の現状

3 水道の施設整備

水道の施設能力は第2-1-6表のとおり、45年度の37,259千m<sup>3</sup>/日に対し、53年度には、55,291千m<sup>3</sup>/日と約1.48倍に増加しているが、この施設能力の増加部分の大部分は上水道におけるものである。これに対し、簡易本道の施設能力は少しずつ減少する傾向にある。これは、水量及び水質の安定性の確保を図り、併せて規模の適正化による効率的運営を行うため、上水道への統合が進められていることによるものである。

第2-1-6表 施設能力

第2-1-6表 施設能力

(単位：1,000m<sup>3</sup>/日)

年 度	40	45	50	53
上 水 道	21,400	34,545	47,751	53,046
簡 易 水 道	1,822	1,845	1,779	1,720
専 用 水 道	690	869	875	525
計	23,912	37,259	50,405	55,291

厚生省水道環境部調べ

(注) 上水道：実績値

簡易水道：計画給水人口×0.15m<sup>3</sup>で推定

専用水道：計画給水人口×0.20m<sup>3</sup>で推定

近年の水道施設の建設単価の推移は、第2-1-7表のとおりである。上水道、水道用水供給事業、簡易水道ともに上昇傾向にあるが、なかでも簡易水道の建設単価の上昇が著しく1m<sup>3</sup>/日当たり49年度に48万2,662円であったものが54年度には116万7,792円と約2.4倍に上昇している。これは建設資材の高騰など一般的なコストアップ要因に加えて、近年新たに建設されるものは、地理的条件の悪いところが多いことから、上水道に比べて割高になるためである。また、上水道についてみると、中小規模上水道の建設単価はこの5年の間に8万3,517円から21万2,000円へと約2.5倍に上昇しており、大規模水道が11万6,492円から27万5,000円へと約2.4倍になっているのに比較して、その上昇率はより高くなっている。このことは、中小規模水道においても新たに取水源を拡充する場合、ダムに頼らざるを得なくなっていること、水道施設の建設規模が大規模上水道に比べて比較的に小さいため、経済効率が低いことなどによるものと考えられる。

第2-1-7表 水道の建設単価の推移

第2-1-7表 水道の建設単価の推移

(単位：円/㎡/日)

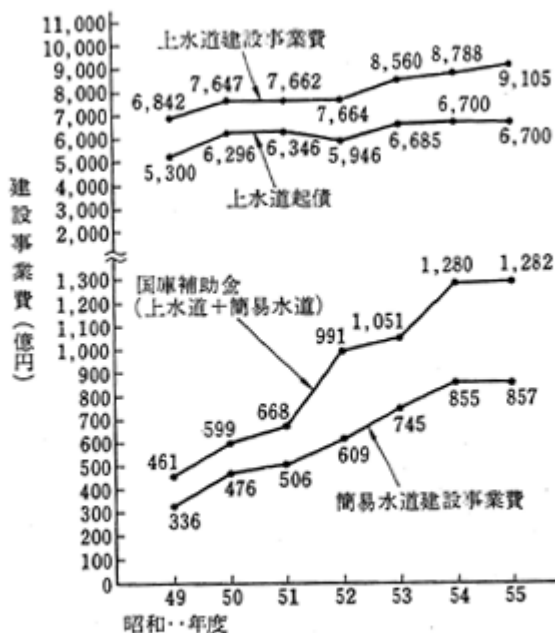
年 度	上 水 道		用 水 供 給	簡 易 水 道
	大規模上水道	中・小規模上水道		
49	116,492	83,517	100,305	482,662
50	125,445	116,134	132,507	565,567
51	176,830	147,319	—	691,600
52	227,600	163,379	213,087	857,740
53	256,316	196,307	245,095	944,473
54	275,000	212,000	275,000	1,167,792

厚生省水道環境部調べ

水道の建設事業費の年次推移は第2-1-1図のとおりであり、55年度においては9,962億円程度の投資額が見込まれている。このうち上水道建設に対する投資額は、9,105億円になると推定され、その費用の大部分は地方債と国庫補助金によって賄われている。上水道に対する国庫補助は、先行投資又は原水単価が割高となる水源の開発、市町村の行政区域を越えて給水する広域水道の建設、浄水場の排水処理施設の整備及び2以上の水道事業が共同で利用する水質検査センターの整備に対して行われており、その額は55年度において1,008億円となっている。また、55年度の地方債の予定額は、6,700億円である。一方、簡易水道には、市町村の財政力、建設条件を考慮した国庫補助がなされており、55年度には、建設費総額857億円のうち国庫補助金274億円、地方債予定額は504億円となっている。

第2-1-1図 水道建設事業費の推移

第2-1-1図 水道建設事業費の推移



厚生省水道環境部調べ

(注) 水道の建設事業費とは、上水道建設事業費に簡易水道建設事業費を加えた額である。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第2節 水道整備の現状

4 水道の経営

水道事業(簡易水道を除く)の経営は、地方公営企業法により、独立採算制を基本として運営されることになっており、水道事業者は経営の効率化に努める一方、その料金は適正な原価を基礎として事業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされている。水道の給水原価は、水道施設の建設に伴う費用と職員給与費、浄水費等の管理運営に要する費用とから成り立っている。

水道の建設時の起債に伴う利子負担は、53年度には有収水量1m<sup>3</sup>当たりの総費用95.21円の24%に当たる22.58円と比較的大きな部分を占めており(第2-1-8表)、水道が相次ぐ拡張工事を迫られていることを示している。

第2-1-8表 水道事業の費用内訳

第2-1-8表 水道事業の費用内訳  
(単位：円/有収水量/m<sup>3</sup>)

年 度	35	40	45	50	53
職員給与費	5.74	8.89	11.36	21.76	25.68
減価償却費	2.46	3.66	5.32	8.49	12.27
支払利息	2.85	6.04	8.68	16.59	22.58
その他	6.55	9.11	13.42	21.95	34.68
総費用	17.60	27.70	38.78	68.79	95.21

厚生省水道環境部調べ

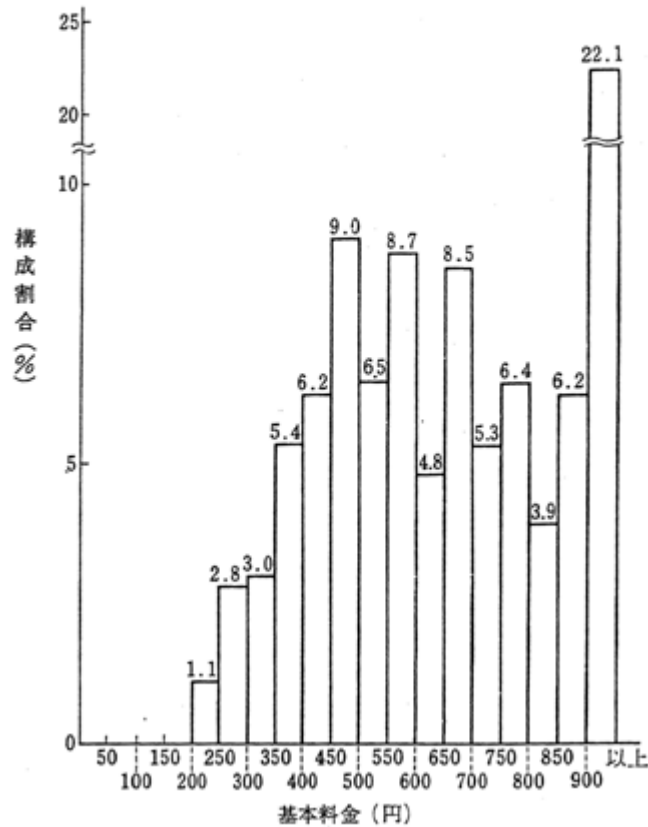
水道料金は、水道の布設年次、布設地域等の地理的、社会的条件により著しい格差がある(第2-1-2図)。53年度には全国で368か所の水道事業で料金改訂が行われたが、平均販売価格は給水原価を下回っており(第2-1-9表)、水道事業の経営と供給の安定化を図るために販売価格の適正化が必要とされている。

第2-1-2図 水道料金の格差



第2-1-2図 水道料金の格差(54年4月1日現在)

(1か月当たり家庭用基本料金 10㎡当たり)



第2-1-9表 上水道の平均販売価格と給水原価

第2-1-9表 上水道の平均販売価格と給水原価

(単位: 円/㎡)

年 度	40	45	50	53
平均販売価額(A)	24.63	34.47	56.38	87.65
給水原価(B)	27.70	35.53	68.78	95.21
(A)/(B)	0.89	0.97	0.82	0.92

厚生省水道環境部調べ

なお、水道料金の家計支出に占める割合は、53年度の全国平均で約0.7%であり、近年、わずかながら増加の傾向にある(第2-1-10表)。

第2-1-10表 年平均1か月間の消費支出総額における水道料金

第2-1-10表 年平均1か月間の消費支出総額における水道料金

(単位: 円, %)

年 度	35	40	45	50	53
消費支出総額	31,276	51,832	82,792	160,475	205,259
水道料金	153	244	421	752	1,421
構成費	0.5	0.5	0.5	0.5	0.7

資料: 総理府統計局「家計調査年報」

(注) 人口5万人以上の都市世帯を対象

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第3節 広域的な水道整備の促進

#### 1 広域化の必要性

水道の普及率は53年度末で全国平均90.3%に達しており、水道は国民生活の中にその基盤をなす施設の一つとして定着している。このような日常生活に不可欠な水道水の供給にあっては、ナショナルミニマムとして国民が等しく適正

な負担でサービスを受けられることを目標とすることが必要とされる。

しかしながら、今日水道を取り巻く状況は極めて厳しく将来の水道水源の確保、河川水質の汚濁に伴う水質管理体制の整備、料金格差の是正等種々の問題を抱えている。これら諸問題の解決策として、今後水道事業を広域的な観点から計画的に整備し、十分な技術的、財政的基盤を有する事業体として、育成していくことが必要となっている。

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第3節 広域的な水道整備の促進

2 広域水道の現状

41年の公害審議会における水道広域化の答申以後、42年度から広域水道施設に対する国庫補助が始められ、各地に広域的な水道の整備が進められてきた。その後52年の水道法改正においては水道の広域的な整備を円滑に推進するため都道府県知事は、当該地域の地方公共団体の要請に応じて関係地方公共団体と協議し、かつ、当該都道府県の議会の同意を得て広域的水道整備計画を策定することとなり、これら広域的水道整備計画に基づく事業も逐次開始されている。現在広域水道は相当数に上っているが、その具体的な形態は、1)住民に対する水道水の供給(水道事業)は従来とおり市町村が行い、これら市町村の水道事業が必要とする用水の供給(水道用水供給事業)を都道府県が行うもの。2)都道府県が当該区域の全部又は一部について水道事業として水を供給するもの。3)市町村が一部事務組合を設置して水道用水供給事業を行うもの。4)市町村が一部事務組合を設置して水道事業を行うものの4つに大別できる(第2-1-11表)。こうした水道事業の広域化の主要な契機は水源の取得難であることが多い。

第2-1-11表 広域水道事業数の動向

第2-1-11表 広域水道事業数の動向

種別	事業主体	年度				
		35	40	45	50	53
水道用水供給事業	都道府県	1	8	22	41	44
	一部事務組合	4	6	11	29	33
水道事業	都道府県	2	6	10	10	10
	一部事務組合	16	28	47	65	69

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第3節 広域的な水道整備の促進

3 広域的水道整備計画

52年の水道法改正により盛り込まれた広域的水道整備計画に関する規定によれば、当該計画において水道の広域的な整備に関する基本方針、広域的水道整備計画の区域に関する事項、水道施設の配置等施設整備に関する事項、施設及び水質の維持管理に関する事項、水道の整備に係る財政計画等が定められることとなっている。

なお、54年度までに青森県津軽圏域中央部地域、大阪府下周辺地域等23地域について広域的水道整備計画が策定されている(第2-1-12表)。

第2-1-12表 水道整備基本構想及び広域的水道整備計画策定状況

第2-1-12表 水道整備基本構想及び広域的水道整備計画策定状況

(55年3月31日現在)

水道整備基本構想策定済の都道府県名	広域的水道整備計画策定地域名 ( )内は策定年度
北海道	北空知 (53)
青森県	津軽圏域中央部 (54)
宮城県	南部 (51)
山形県	村山 (51)、置賜 (53)
茨城県	県南 (54)
群馬県	県央 (53)
埼玉県	北部 (51)
千葉県	西部 (52)
新潟県	新潟 (54)、上越 (54)、魚沼 (54)
静岡県	大井川 (53)、遠州 (54)
三重県	南部 (52)
滋賀県	湖南 (52)
大阪府	府下周辺 (54)
兵庫県	瀬戸内東南部 (53)
広島県	中部 (54)
岡山県	広島 (53)
山口県	山口・小郡 (53)
愛媛県	宇和島市外1市7町 (53)
佐賀県	東部 (51)

各論

第2編 生活環境の整備

第1章 水道の整備

第4節 水道の維持管理の強化

1 水質管理の重要性

清浄な水を供給することは、水道に課せられた使命であり、水質管理はこの使命を果たす上で重要である。水質管理には、河川、湖沼、地下水等原水の水質管理及び送水、配水、給水過程の水質管理がある。

水道原水は、表流水と地下水とに大別されるが、一般に地下水は水質の変動が少ないので原水の水質管理の問題は、主として表流水に係るものが多い。特に、我が国の水道水の需要は、この10数年急激な増加を示し、それに伴って河川水等の表流水への依存率も上昇しており、表流水における水質管理は重要である。厚生省の調査結果では、39年以降の水質汚濁、汚染による被害の状況は、第2-1-13表のとおりとなっている。49年以降は、水質汚染事故により被害を受けたものに限定して集計したものであるが、水道の被害は依然として跡をたたない。

第2-1-13表 水道水源の水質汚濁、汚染により被害を受けた水道数の経年変化

第2-1-13表 水道水源の水質汚濁、汚染により被害を受けた水道数の経年変化

年度又は年	(か所)				
	上水道	簡易水道	専用水道	計	用水供給
昭和41年度	69	24	4	97	—
42	135	43	8	186	—
43	156	28	7	191	—
44	217	35	7	259	—
45	229	38	10	277	—
46	232	41	8	281	—
47	—	—	—	—	—
48年	194	43	12	249	—
49	60	17	4	81	3
50	66	16	3	85	2
51	53	21	6	80	7
52	42	11	3	56	3
53	52	20	1	73	5

(注) 48年までは、水質汚濁による水道被害として、水質汚染事故のほか、一般的な汚濁も含んでいる。49年度以降は、水質汚染事故に限定して調査したものである。

53年度被害水源別内訳

表流水	伏流水	地下水	他
61	8	9	4
計 82件			

また、これを水源の種別で見ると、53年の調査結果では、表流水水源における被害が74%(61か所)を占めており、伏流水、地下水における被害に比べて圧倒的に件数が多い。

浄水過程における水質管理は、原水の水質に対応していかにして確実に効率的に水質基準に適合した水道水とするかという点にあり、また、この過程での水質管理では、赤水対策等給水過程における水質変化についても配慮しなければならない。

送水、配水、給水の過程における水質管理ではクロスコネクション(誤接合)等による水質汚染や維持管理の不十分さに起因する赤水の発生等のないようにすることが重要である。また、ビル、マンション等においては、受水槽以下の施設の衛生管理も重要である。

このように、水道においては、最終目標である水道水の水質を水質基準に適合させるための原水から給水に至るまでの一貫した水質管理と受水槽等の管理の徹底が必要である。

なお、水質に関する科学的知見の拡大及び分析技術の顕著な進歩に基づき53年8月に水質基準に関する省令が改正されたところであり、これに基づく水質管理の一層の強化が望まれる。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第4節 水道の維持管理の強化

### 2 水質管理体制の現状と将来の方向

#### (1) 水質検査体制の強化

従来、多くの水道事業者は、水質検査を保健所、衛生研究所等への委託検査53年度被害水源別内訳に依存してきたが、水道事業者自身による検査体制の充実が望まれるようになった。

このため、52年の水道法改正により、原則として水道事業者は定期及び臨時の水質検査を行うために必要な検査施設を設けなければならないこととなり、水道事業者自身による水質検査体制の整備が明確化された。

しかしながら、中小規模の水道事業にあっては、独自に水質検査設備を整備し、水質分析技術者を確保することには各種の制約から困難な面が多い。このため数事業が共同して検査体制を整備することが望まれる。

厚生省では、53年度から、特にこの目的で設置される水質検査センターに対する補助制度を設け、共同水質検査体制の整備の促進を図っている。

#### (2) 簡易専用水道に対する規則

従来の水道法では、ビル、マンション等の受水槽以下の給水設備については規制が及んでいなかったため、その管理が十分でなく、汚物が流入する等健康に対する障害やその他の衛生上好ましくない事例があった。このため、52年に水道法が改正され、簡易専用水道に関する規定が盛り込まれた。

簡易専用水道とは、1)水道事業の用に供する水道及び専用水道ではないこと、2)水源のすべてが水道事業の供給する水であること、3)受水槽の容量が20m<sup>3</sup>を超えることという3つの要件を満たすものをいい、その設置者は、厚生省令に基づく維持管理を行い、また、1年以内ごとに1回、その管理について地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者の検査を受けなければならないこととされた。その数は、53年度末において全国で44,183か所である。



## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

#### 第4節 水道の維持管理の強化

#### 3 漏水防止対策

53年度の水道水の無効水量は給水量の17.3%を占め、水資源の有効利用の観点からこの減少を図ることが重要な課題となっている。このため、従来より水道における漏水防止対策が行われてきたところであるが、近年における都市部を中心とした水需給のひつ迫を背景として漏水防止対策の一層の強化を図る必要が生じており、厚生省においても51年に漏水防止対策の強化について全国に通知し、水資源の効率的な使用の促進に努めることとしている。

一方、漏水防止対策は漏水箇所の発見、それらの布設替え等に多大な労力と費用を必要とするものであるため、厚生省では54年度及び55年度において漏水防止の費用効果分析に関する調査を実施し、漏水防止対策における経済性の検討を行い、水資源の確保及び水道事業の健全化の観点から適切な漏水防止対策の指針を策定することとしている。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

#### 第4節 水道の維持管理の強化

#### 4 地震対策

---

水道施設は、国民生活、都市機能の維持等にとって基本的な施設であり、地震被災時においても給水機能は可能な限り確保されなければならない。このため、基幹施設の耐震化、主要施設の分散、予備施設及び多系統配水幹線の設置等、地震に対応した施設整備を進める必要があり、更に、地震による被災時の応急給水、応急復旧体制の整備等についても促進する必要がある。

このため、厚生省では、過去の地震被災の経験を踏まえた総合的な地震対策の指針として策定された「水道施設耐震工法指針・解説」を基礎とした積極的なり取組みを指導している。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第5節 水源の確保

###### 1 概説

54年度においては、53年度の全国的な少雨傾向による福岡を中心とした異常渇水ほどではなかったものの、渇水による給水制限を行った水道事業数は5月から11月の間で106件に達し、約35万人の人々に影響を及ぼした。

今後は安定した給水を確保するために、ダム等水源開発施設の建設の一層の促進を図るとともに、雑用水道等の新しい観点からの水源開発について検討を行い、併せて水道の広域化及び節水等の方策を図ることによって総合的に水道用水の需給関係の改善を図っていく必要がある。更に渇水時に行われる給水制限が市民生活及び都市機能等に多大の障害をもたらすことを踏まえ、各水道事業体において通常の水源に加え非常用のダム、井戸等の水源を確保すること及び区域内全域に均等な給水が可能な供給システムを確立することもまた重要な課題となっている。

## 各論

## 第2編 生活環境の整備

## 第1章 水道の整備

## 第5節 水源の確保

## 2 水資源開発水系における水源開発

水資源開発促進法に基づき利根川・荒川、淀川、筑後川等6水系については水資源開発基本計画を定め、関係機関の協議の下でその水源開発を進めている。水源開発施設の建設は水資源開発公団が中心となって実施しているが、厚生大臣が主務大臣となっている事業は第2-1-14表のとおりである。

第2-1-14表 54年度水資源開発公団事業実施一覧表

第2-1-14表 54年度水資源開発公団事業実施一覧表

水系名	事業名	水道の開発水量 (導水量)( $\text{m}^3/\text{s}$ )	供給地域	工期 (年度)
利根川及び 荒川水系	房総導水路	1.4	九十九里沿岸地域	45~60
	東総用水	1.32	銚子市及びその周辺	49~57
	朝霞水路改築	16.6	東京都	51~56
	埼玉合口二期	3.1	埼玉県及び東京都	53~59
	霞ヶ浦用水	0.58	茨城県西部	54~61
木曾川水系	木曾川総合用水	19.13	岐阜県, 愛知県, 三重県	39~56
	三重用水	1.0	三重県	39~57
筑後川水系	福岡導水	約2	福岡市及びその周辺	48~56

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第5節 水源の確保

#### 3 既存水利の活用

---

農地の宅地化等により農業用水に余剰水が発生する地域においては、これを水道用水として活用を図る事例が増加している。46年度以降54年度末までに1級河川において河川法上の手続きを終え、農業用水から水道用水への水利転用を行ったものは全国で33件、転用水量約10m<sup>3</sup>/sとなっている。

水利転用を行うに当たっては、転用水量の決定、水質及び費用負担等の問題について当事者間の調整に時間を要する場合が多く、これを円滑に推進するため、50年度よりモデル地区において調査を実施して、水道用水への転用のルールの確立を図っている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第5節 水源の確保

#### 4 新しい水源開発

---

##### (1) 雑用水道

雑用水道は水需給がひっ迫し、かつ、水資源開発施設の建設が限界に達しつつある地域においては有効な水源対策の一つである。

日本住宅公団芝山団地(船橋市)、サンシャインビル(東京都)等において既に雑用水道施設の運転を開始している事例があり、今後も水需給のひっ迫地域において更に施設建設の必要性が高まる傾向にある。

雑用水道に関しては、50年度より各種の調査研究を行ってきた。54年度には衛生上の観点から塩素によるウィルスの不活性化処理に関する研究を行い、併せて雑用水道導入の理念、普及のための方策等の基本的な考え方をとりまとめた。55年度には、用途別処理技術及び費用分析に関する調査を行うこととしている。

##### (2) 海水淡水化

海水の淡水化は離島等の水道水源として、既に我が国においても実用化されており、55年1月1日現在、淡水化能力8,350m<sup>3</sup>/日の施設が稼働している。淡水化のコストは高く、ダム等の水源開発コストと比べてまだかなりの開きがあるが、火力発電所等の余熱を利用することによってコストの低下を図ることが可能であるため、52年度より沖縄本島地区において、火力発電所並びにごみ焼却処理施設との組合せによる海水淡水化施設について調査を行っている。

##### (3) その他

恒久的な水源対策に加え、渇水時あるいは、地震等災害時における必要な給水を確保するため、54年度より、渇水の生じやすい島しょ部及び都市を選び、渇水時用水源の確保及び渇水時における公平な給水システムの確立等について調査を行っている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第1章 水道の整備

##### 第5節 水源の確保

##### 5 節水

---

水需給のひつ迫地域において、今後の水需要増に対処するためには、従来のように供給量の増大を図ることが困難であるため、水需要の増大を抑制し、節水型の水利用構造へと転換する必要性が生じている。そこで水道週間等機会があるたびに国民各層に対し節水のPRを実施している。

また、54年度には一部地域をモデルケース的に取り上げて節水可能量に関する調査を行い、55年度には節水対策の経済性についての検討を行うこととしている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第1節 概説

45年に従来の清掃法が全面改正され、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的として廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定され、既に10年が経過した。その間この法律により廃棄物は、事業活動に伴って排出され質・量の面で処理の困難な産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物とに区別され、それぞれ事業者及び市町村の処理責任の下に処理体系が整備されてきた。更に、52年3月からは、産業廃棄物に係る監督体制の強化の措置が講じられるなど制度の充実が図られ、53年には、し尿浄化槽の維持管理基準を強化するための措置が講じられたところである。

しかしながら、廃棄物の処理の現状は、必ずしも万全とはいえず、廃棄物の最終処分場の確保をはじめとする諸問題が山積している状態にある。



---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第2節 一般廃棄物

#### 1 一般廃棄物の処理状況

---

し尿，ごみなどの主として国民の日常生活に伴って生じる「一般廃棄物」の処理については，市町村が処理計画を策定し，それに従った処理が行われている。一般廃棄物のうち，し尿処理の状況は第2-2-1表のとおりである。

#### 第2-2-1表 し尿処理の状況

第2-2-1表 し

年 度		47	48	49					
全	計画処理区域内人口(千人)	101,039	106,645	110,034					
	水洗化人口	公共下水道(千人)	13,220	14,787	16,782				
		し尿浄化槽(千人)	11,777	13,431	15,597				
		計 (千人)	24,997	28,218	32,379				
非水洗化人口(千人)	76,042	78,427	77,655						
国	計画処理区域内のくみ取りし尿総量(kl/日)	116,271	(%) 100.0	108,493	(%) 100.0	106,637	(%) 100.0		
	くみ取りし尿の内訳	計画収集量	下水道マンホール等投入	5,391	4.7	5,307	4.9	6,088	5.7
			し尿処理施設	60,912	52.4	62,775	57.9	65,279	61.2
			農村還元等	6,891	5.9	4,395	4.1	4,011	3.8
			海洋投入	13,527	11.6	12,975	12.0	13,490	12.7
			計	86,721	74.6	85,452	78.9	88,868	83.4
	自家処理量	29,550	25.4	23,041	21.1	17,769	16.6		

(注) くみ取りし尿量は、年間の総量を365で割り、日量換算したものである。  
厚生省水道環境部調べ

尿処理の状況

50		51		52		53	
111,554		112,589		113,904		115,140	
18,832		20,387		21,963		23,842	
17,532		19,040		21,206		23,622	
36,364		39,427		43,169		47,464	
75,190		73,162		70,735		67,676	
106,893	(%) 100.0	108,680	(%) 100.0	110,196	(%) 100.0	115,553	(%) 100.0
5,753	5.4	7,170	6.6	6,803	6.2	6,458	5.6
67,384	63.1	69,211	63.7	72,567	65.9	78,953	68.3
3,559	3.3	3,540	3.2	2,865	2.6	3,060	2.6
13,263	12.4	12,915	11.9	12,586	11.4	12,433	10.8
89,959		92,836		94,821		100,904	
16,934	15.8	15,844	14.6	15,375	13.9	14,649	12.7

処理区域人口は、54年3月31日現在、対総人口比率で99.9%に達している。また、水洗化人口はここ数年間は毎年約300~400万人増加し、54年3月31日現在、約4,746万人に達している。また、計画収集量と自家処理量を合わせた量のうち、し尿処理施設又は下水道投入により処理されるし尿の割合をし尿処理施設等処理率と呼び、これは前年度に比べ約2%増加し、54年度3月31日現在、73.9%に達している。これについては、公衆衛生上及び生活環境の保全のため今後ともその比率を高めていく必要がある。

下水道未整備地域において、水洗便所を設置しようとする際にはし尿浄化槽を設置することになるが、最近の国民の水洗便所に対する要望の高まりにつれて、し尿浄化槽の設置数の増加には著しいものがある。し尿浄化槽設置数の経年変化は第2-2-2表のとおりである。

第2-2-2表 し尿浄化槽の設置数

第2-2-2表 し

	設		
	48年3月	49年3月	50年3月
0～20人槽未満	878,431(基)	1,121,278(基)	1,349,583(基)
21～100	336,835	371,147	401,844
101～300	85,153	84,905	88,870
301～500	16,186	17,850	19,132
小計	1,316,605	1,595,180	1,859,429
501～1,000人槽	4,484	4,986	5,232
1,001～2,000	1,489	1,695	1,995
2,001～3,000	375	473	547
3,001～4,000	127	170	197
4,001～5,000	92	90	101
5,001人槽以上	240	226	331
小計	6,807	7,640	8,403
合計	1,323,412	1,602,820	1,867,832

厚生省水道環境部調べ

尿浄化槽の設置数

置 数			
51年3月	52年3月	53年3月	54年3月
1,628,933(基)	1,940,978(基)	2,273,672(基)	2,637,379(基)
426,284	448,973	484,768	529,985
93,070	94,094	96,280	121,846
20,768	20,849	22,700	
2,169,055	2,504,894	2,877,420	3,289,210
5,817	5,915	6,180	6,391
2,236	2,408	2,539	2,680
644	666	706	781
215	255	272	283
111	123	124	128
384	427	461	477
9,407	9,794	10,282	10,740
2,178,462	2,514,688	2,887,702	3,299,950

54年3月31日現在約330万基で、前年度に比べ14.3%の伸びを示している。また、人槽規模別設置数では20人槽以下の小規模のものが全体の79.9%を占めている。

次に、ごみ処理の状況は第2-2-3表のとおりである。ごみ処理については一般的に焼却することにより減量・安定化し、焼却残灰を埋立てる方法を採用している。

第2-2-3表 ごみ処理の状況

第2-2-3表 ごみ

年 度		47		48		49	
計画処理区域内人口(千人)		101,039		106,645		110,034	
全 1人1日当たり排出量(g)		908		891		765	
人の日常生活に伴って生ずるごみの総排出量 (t/日)		91,757	(%) 100.0	95,052	(%) 100.0	84,205	(%) 100.0
内 計 画 収 集 量	焼 却	42,604	46.5	45,170	47.5	45,983	54.6
	埋 立	30,587	33.3	32,003	33.7	25,430	30.2
	高速たい肥化	408	0.4	249	0.3	200	0.2
	たい肥化	54	0.1	20	0.0	11	0.0
国 訳	飼 料	32	0.0	23	0.0		
	そ の 他	1,859	2.0	1,582	1.7	1,049	1.3
計		75,544	82.3	79,047	83.2	72,673	86.3
自家処理量		16,213	17.7	16,005	16.8	11,532	13.7
直接搬入量		24,926		27,186		25,698	

厚生省水道環境部調べ

処 理 の 状 況

50		51		52		53	
111,554		112,589		113,904		115,073	
781		776		793		809	
87,167	(%) 100.0	87,406	(%) 100.0	90,285	(%) 100.0	93,110	(%) 100.0
50,380	57.8	52,915	60.6	57,140	63.3	59,781	64.2
24,461	28.1	23,529	26.9	23,726	26.3	24,260	26.1
157	0.2	214	0.3	227	0.3	195	0.2
17	0.0	11	0.0	22	0.0	19	0.0
1,258	1.4	995	1.1	1,288	1.4	1,559	1.7
76,273	87.5	77,664	88.9	82,403	91.3	85,814	92.2
10,894	12.5	9,742	11.1	7,882	8.7	7,296	7.8
28,039		23,912		23,490		25,225	

53年度末においては、計画収集量のうち焼却処理されたものの割合は約69.6%である。

また、ごみ、し尿の処理に当たっては、大気汚染、水質汚濁等の二次的環境汚染を生じないように排ガス、排水の処理等には十分留意する必要がある、これについては54年度においても助成を強化してきたところである。

一般廃棄物収集の事業形態は第2-2-4表のとおりである。収集事業は各市町村の歴史的、社会的背景等の相違から様々な事業形態がとられているが、一般的にみてし尿に関しては許可業者、また、ごみに関しては市町村直営の事業形態が中心となっている。

第2-2-4表 一般廃棄物収集の事業形態

第2-2-4表 一般廃棄物収集の事業形態(53年度)

		し 尿 (kl/日)	ご み (t/日)
市町村によるもの	直 営	13,713	56,357
	委 託	34,349	20,347
許可業者によるもの		53,789	8,787
計		101,851	85,491

厚生省水道環境部調べ

これらの廃棄物処理事業の実施に要する経費の全国統計は第2-2-5表に示すように、53年度で約1兆2,000万円にのぼっており、廃棄物処理の多様化、高度化に伴ない年々増大している。

第2-2-5表 廃棄物処理事業経費の推移

第2-2-5表 廃棄物処理事業経費の推移 (百万円)

年度	46	47	48	49	50	51	52	53
廃棄物処理事業経費	261,766	365,534	539,957	662,478	739,176	856,067	1,013,062	1,161,149

厚生省水道環境部調べ

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第2節 一般廃棄物

2 一般廃棄物の処理対策

一般廃棄物処理施設の整備状況は第2-2-6表のとおりである。54年度当初におけるし尿処理施設の処理能力は対前年度、2.1%増となっている。また、処理方式は嫌気性処理、好気性処理方式が中心で全体の約85%を占めている。

第2-2-6表 一般廃棄物処理施設の状況

第2-2-6表 一般廃棄物処理施設の状況(着工ベース)

し尿処理施設			ごみ処理施設		
年度	処理場数	処理能力	年度	処理場数	処理能力
	か所	k <sup>l</sup> /日		か所	t/日
40	792	45,321	40	1,409	20,736
45	956	67,088	45	1,293	53,908
49	999	87,021	49	1,665	111,228
50	1,022	89,805	50	1,718	114,559
51	1,010	94,126	51	1,750	126,981
52	1,229	97,659	52	2,013	129,651
53	1,251	99,676	53	2,040	139,467

厚生省水道環境部調べ

(注) 52年度以降については、処理施設数である。

また、団地などで家庭雑排水とし尿とを合併処理する施設のうちで、地方公共団体が管理する地域し尿処理施設については54年3月31日現在、817か所、計画処理人口約146万人で前年度に対し施設数で約87%、人口で約14%の増加を示している。

し尿浄化槽の維持管理状況の検査を行う指定検査機関は、54年度末現在11都県15機関が指定されている。

ごみ処理施設のうち、ごみ焼却処理施設の54年度当初における処理能力は前年度の7.6%増となっている。処理方式については機械化バッチ方式、全連続方式が中心となっている。また、高速たい肥化施設数は15で、処理能力は700t/日となっている。このほか、埋立処分地については第2-2-7表のとおりであり、残余容量は前年に比べ123%になっている。

第2-2-7表 埋立処分地の状況

第2-2-7表 埋立処分地の状況

年 度	埋 立 処 分 地 数					全体面積 (千㎡)	全体容量 (千㎡)	残余容量 (千㎡)
	山 間	海 面	水 面	平 地	計			
51	1,616	34	87	942	2,679	51,427	378,081	244,623
52	1,614	34	76	914	2,638	43,514	331,899	194,734
53	1,707	39	59	872	2,677	51,946	392,565	239,191

厚生省水道環境部調べ

55年度における一般廃棄物処理施設の整備に関する国の財政措置については、地方公共団体に対する補助金として、し尿処理施設140億円、ごみ処理施設393億円、廃棄物処理施設排水・排ガス処理施設47億円、埋立処分地施設49億円、基幹的施設改良事業1億円・その他3億円・他省庁計上分23億円の計656億円が計上されており、前年に比べ4.2%増となっている。

また、モデル事業として行われている廃棄物の収集運搬のためのパイプライン施設整備事業に対して約2億6,000万円の補助金が計上されている。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第2節 一般廃棄物

#### 3 一般廃棄物に関する調査研究

##### (1) 54年度において実施した調査研究

###### ア 特殊水洗便所等実態調査

軽水洗トイレ、簡易水洗トイレ等と呼ばれている水又は薬品による便器洗浄式のくみ取り便所については、公共下水道の未整備地域において、し尿浄化槽より設置費が安いことなどの理由により普及が著しく、通常のかみ取り便所に比べて、くみ取り量の増加及びし尿濃度の希薄化といった問題が指摘されてきたが、その実態が明らかでないため、普及状況、便器の構造、くみ取りし尿の量及びその性状等の実態を調査し、今後の対応検討のための基礎資料を得た。

###### イ 廃棄物処理施設の標準設計方法に関する調査

廃棄物処理施設の建設に当たって、廃棄物の種類・組成別、施設の規模・方式別、排水・排ガス等に関する規制のレベル別に応じて必要となる施設の性能及び仕様を統一化し、標準的な設計方法、積算方法を指針化することにより、建設費のより合理的な積算を可能にし、適正かつ効率的な施設整備の実施に資することを目的にした調査である。

54年度は、ごみ処理施設に関する初年度調査として、設計方法、使用設備機器、環境保全条件等を調査し、その類型化を行った。

###### ウ 廃棄物処理施設計画にかかるアセスメント手法の策定に関する調査

本調査は、54年度から57年度の4か年で廃棄物処理施設の円滑な整備に当たって必要となる事業の効果及び環境影響に関するアセスメント手法の基本方針を検討する予定のものであり、54年度は初年度として、各種公共事業にかかるアセスメント制度の比較検討、現在までに行われたごみ焼却施設にかかるアセスメントの事例研究及びごみ焼却施設についてのアセスメントの調査・予測項目の検討を行った。

###### エ 家庭排水処理対策調査

都市周辺の下水道未整備地域において、家庭雑排水による地域的な水質汚濁や衛生水準の低下等の問題が起きている場合があるので、本調査では雑排水を含めた家庭排水全体の処理対策についてケーススタディを実施し、集落分類、集落寄与度調査、住民意識調査及び水質汚濁面、生活上の快適さの面からの検討を行い、最適な家庭排水処理システムのあり方の考察を行い、今後の研究等の基礎資料を得た。

###### オ 廃棄物有効利用等調査

廃棄物の有効利用がますますその重要性を増している状況の中で有効利用方策を導入する際に留意すべき事項等を明らかにすること及び排出された廃棄物中の有価物を回収する資源回収業者の現状と問題点をは握することは、今後の廃棄物有効利用推進のため極めて重要と考えられる。このため、54年度においては有効利用方策導入に際しての問題点のは握・検討等を行うとともに、資源回収業者の状況等につ



いて調査した。

## カ その他

上記以外の研究として54年度においては、「ごみ処理施設のアッシュ及びダストの処理処分に関する調査」、「廃棄物運搬用パイプライン施設稼動実態調査」、「都市における物質代謝の作用場の制御に関する研究」、「都市廃棄物のコンポスト処理方式の改善ならびに農業利用に関する研究」、「埋立処分場における浸出液処理システムの開発に関する研究」、「環境衛生整備事業計画調査」を実施し、今後の研究等の基礎資料を得た。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物には、燃えがら、汚でい等19種類があり、その排出量は全国で年間およそ2億4,000万tにのぼると推定される(第2-2-8表)。この産業廃棄物を処理するため、処理体制の整備が進められているが、地域的な処理体制の基礎となるものとして、都道府県知事が定める処理計画がある。この処理計画では、当該都道府県の特性に応じた適切な処理体系の確立を目指している。この処理計画は全都道府県において策定済みである。

第2-2-8表 全国産業廃棄物排出量

第2-2-8表 全国産業廃棄物排出量(50年度)

種 類	排出量(千t/年)	割 合 (%)
燃えがら	1,203	0.5
汚でい	37,660	15.9
廃油	2,289	1.0
廃酸	9,872	4.2
廃アルカリ	14,435	6.1
廃プラスチック類	1,480	0.6
ゴムくず	597	0.3
金属くず	9,985	4.2
ガラス及び陶磁器くず	2,870	1.2
動植物性残渣	2,596	1.1
紙くず	991	0.4
木くず	7,890	3.4
繊維くず	204	0.1
鉱さい	60,950	25.8
建設廃材	34,144	14.4
家畜ふん尿	41,184	17.4
家畜死体	38	0.0
ダスト類	8,101	3.4
合 計	236,489	100.0

厚生省水道環境部調べ

産業廃棄物の処理の形態には、事業者自らが行う処理、処理業者による処理、都道府県による広域的な処理、市町村による一般廃棄物とあわせての処理等がある。55年4月現在における産業廃棄物処理業者の許可件数は、第2-2-9表のとおりである。また、55年4月現在における産業廃棄物処理施設設置状況を設置主体別にみると第2-2-10表のとおりである。産業廃棄物処理施設の総設置数は7,828で、54年4月の7,157に比して着実に増加しており、処理体制の整備が進められていることがうかがわれる。

第2-2-9表 産業廃棄物処理業者許可件数

第2-2-9表 産業廃棄物処理業者許可件数(55年4月現在)

	計	収集運搬のみ	中間処理のみ	最終処分のみ	収集運搬及び中間処理	収集運搬及び最終処分	中間処理及び最終処分	収集運搬中間処理及び最終処分
件数	26,188	23,226	264	171	1,393	843	41	250
割合(%)	100.0	88.7	1.0	0.6	5.3	3.2	0.2	1.0

厚生省水道環境部調べ

第2-2-10表 産業廃棄物処理施設設置状況

第2-2-10表 産業廃棄物処理施設設置状況(55年4月現在)

施設の種別	総数	設置者		
		事業者	処理業者	公共
汚での脱水施設	3,446	2,994	123	329
汚での乾燥施設	203	121	18	64
汚での焼却施設	427	360	44	23
廃油の油水分離施設	447	314	129	4
廃油の焼却施設	397	264	131	2
廃酸又は廃アルカリの中和施設	452	443	7	2
廃プラスチック類の破砕施設	105	40	64	1
廃プラスチック類の焼却施設	1,064	758	296	10
コンクリート固定化施設	100	55	44	1
水銀含有汚でのばい焼施設	7	3	4	0
シヤンの分解施設	410	373	19	18
小計	7,058	5,725	879	454
しや断型最終処分場	21	17	4	0
安定型最終処分場	217	53	154	10
管理型最終処分場	532 (40)	220 (2)	239 (6)	73 (32)
小計	770	290	397	83
合計	7,828	6,015	1,276	537

厚生省水道環境部調べ

(注) ( )内は、一般廃棄物と産業廃棄物とをあわせて処分している処分場の数である。

産業廃棄物の処理は廃棄物の処理及び清掃に関する法律上事業者の責任とされているが、市町村又は都道府県が、広域的に処理することが適当である等の判断から、自ら処理する必要があると認める場合にあっては、産業廃棄物の処理をその事務として行うことも認められている。

更に、今日、産業廃棄物の処理について事業者自身による処理や処理業者による処理をもってしては解決困難な問題が生じつつあり、地方公共団体が地域環境保全等の観点から産業廃棄物の処理に関与する事例が増加しており、55年4月現在、公共関与による産業廃棄物処理事業は、23都府県、18市(うち政令市9)において行われている(第2-2-11表)。

第2-2-11表 公共関与による産業廃棄物の処理の状況

第2-2-11表 公共関与による産業廃棄物の処理の状況

(55年4月現在)

地方公共団体名	宮 城 県	秋 田 県	福 島 県	栃 木 県
事業主体	(財)宮城県産業廃棄物処理公社	(財)秋田県環境保全公社	(財)福島県環境保全公社	(財)栃木県環境保全公社
事業開始(予定)時期	54年7月	51年10月	56年4月	未 定
出 資 金	50,000万円	3,980万円	12,000万円	2,500万円
事業内容	産業廃棄物の埋立処分	県内の中小企業から排出される産業廃棄物の処理業務(焼却・破砕・埋立)	産業廃棄物の埋立処分	—
備 考	第3セクター	第3セクター(管理委託)	第3セクター	
地方公共団体名	埼 玉 県	千 葉 県	東 京 都	新 潟 県
事業主体	(財)埼玉県環境保全公社	(財)千葉県都市公社	中央防波堤外側埋立処分場	(株)新潟県スラッジ処理公社
事業開始(予定)時期	51年6月	56年度中	53年4月	51年10月
出 資 金	1,000万円	100万円		6,967万円
事業内容	産業廃棄物の埋立処分	産業廃棄物の埋立処分	埋立処分	有害産業廃棄物であるメッキ汚でい等のコンクリート固型化処理の無害化安定事業
備 考	公社単独事業(県の出資)	公社単独事業(県の出資)	直 営	第3セクター

地方公共団体名	福 井 県	山 梨 県	長 野 県	愛 知 県
事 業 主 体	(財)福井県産業廃棄物処理公社	(社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター	(財)長野県環境保全公社	(財)愛知県環境保全公社
事業開始(予定)時期	53年12月	51年11月	48年7月	(知多)47年5月 (豊田)51年7月
出 資 金	500万円	2,500万円	1,000万円	1,000万円
事 業 内 容	産業廃棄物の埋立処分 中間処理 (焼却) (破碎) (固化)	農業用廃プラスチック類の再生利用	有害・無機汚での中間処理	1.知多環境保全センター(廃油の油水分離焼却) 2.豊田環境保全センター(産業廃棄物の埋立)
備 考	県・福井市出資	第3セクター	県の出資	県の出資
地方公共団体名	三 重 県	京都府・京都市	大阪府・大阪市	兵庫県・尼崎市等
事 業 主 体	(社)三重県環境保全事業団	(株)京都産業サービス株式会社	(財)大阪産業廃棄物処理公社	(財)兵庫県阪神環境事業公社
事業開始(予定)時期	52年9月	未 定	49年2月	52年9月
出 資 金	8,790万円	49,500万円	1,000万円	30,000万円
事 業 内 容	産業廃棄物の埋立処分	産業廃棄物の中間処理	産業廃棄物の埋立処分 しゅんせつ土砂等の中間処理	廃棄物の埋立処分
備 考	第3セクター	第3セクター	府・大阪市の出資	県、阪神6市の出資

地方公共団体名	岡 山 県	広 島 県	香 川 県	高 知 県
事 業 主 体	(財)岡山県環境保全事業団	—	(財)香川県環境保全公社	(社)高知県農業用廃プラスチック処理公社
事業開始(予定)時期	54年4月	54年9月	未 定	49年8月
出 資 金	162,650万円		20,000万円	6,835万円
事 業 内 容	産業廃棄物の埋立処分	コンクリート固型化物の埋立処分	未 定	農業用廃プラスチック類の再生利用
備 考	第3セクター	直 営	第3セクター	第3セクター
地方公共団体名	福岡県・北九州市	長 崎 県	大 分 県	川 崎 市
事 業 主 体	(株)ひびき灘開発株式会社	(株)長崎県不燃物処理センター	(株)エスプレス大分	(財)川崎市産業廃棄物処理事業団
事業開始(予定)時期	55年2月	未 定	46年8月	55年7月
出 資 金	30,000万円	5,700万円	1,000万円	69,000万円
事 業 内 容	廃棄物の埋立処分	会社業務凍結中	産業廃棄物の埋立処分 中間処理 (圧縮アスファルト 梱包 コンクリート 固型化)	産業廃棄物の中間処理 (焼却)
備 考	第3セクター	第3セクター	県、他2市出資	第3セクター

地方公共団体名	静岡県	宇治市	大津市	神戸市
事業主体	(財)静岡市清掃公社	(財)宇治廃棄物処理公社	(財)大津市産業廃棄物処理公社	長尾山埋立処分地・布施畑埋立処分地
事業開始(予定)時期	47年5月	53年6月	未定	長尾山43年10月 布施畑47年11月
出資金	500万円	1,000万円	500万円	
事業内容	収集・運搬 汚水 もえがら	廃棄物の埋立処分	産業廃棄物の埋立処分 中間処理 (焼却破砕)	廃棄物の埋立処分
備考	市の出資	市の出資	市の出資	直営
地方公共団体名	広島市	福岡市	北九州市	
事業主体	瀬野川町埋立地	福岡市廃油中継所	北九州市公共埋立処分場	
事業開始(予定)時期	49年5月	49年7月	47年4月	
出資金		3,300万円		
事業内容	廃棄物の埋立処分	廃油の中継業務	廃棄物の埋立処分	
備考	直営	直営(管理委託)	直営(管理委託)	

厚生省水道環境部調べ

このよ5な状況にかんがみ厚生省においては、今後の産業廃棄物に対する公共関与のあり方について具体的な検討を進めているところである。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第3節 産業廃棄物

#### 2 産業廃棄物の処理対策

##### (1) 産業廃棄物に係る実態調査

53年度に行った産業廃棄物処理処分状況実態調査によって各種の産業廃棄物処理施設において産業廃棄物が中間処理、最終処分される量を全国調査し、その実態をは握したが、更に厚生省は、54年度に未指定産業廃棄物処理施設精密実態調査を行った。この調査では、規制の必要な施設の指定並びに施設基準の制定を行うための資料を得ることを目的としたものである。

##### (2) 産業廃棄物減量化指導計画

産業廃棄物の最終処分場の新規確保が極めて困難な事態となっているため、産業廃棄物の減量化を指導することが緊急な課題となっている。厚生省では産業廃棄物の減量化を推進させるために、モデル県を選定し、これらの県で自らの地域の実情に即した減量化指導を行うことを目的とした減量化指導基本計画を策定させ、この基本計画を全都道府県にモデルとして提示し各都道府県における計画策定の促進を図った。



## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第3節 産業廃棄物

### 3 産業廃棄物に係る調査研究

厚生省では産業廃棄物の処理に関する調査研究を毎年度実施しているが、54年度は、前年度までに実施した産業廃棄物の処理に関する各種の調査研究の成果を踏まえて産業廃棄物の適正な処理を更に推進し、より具体的、実用的な指針を策定するために次の4つの調査研究を行った。

#### 1) 地域と調和した最終処分場計画の策定に関する研究

人口密度が高く、高度な土地利用が行われている我が国にあって、産業廃棄物の最終処分場の確保は年を追って困難な課題となっている。厚生省は最終処分場についての規制の強化を図り、それが環境汚染を引き起こさないよう施策を講じてきたが、なお、地域住民の同意が得られず、紛争を生じている事例が全国的に発生している。本研究は、こうした事態を改善し、適正な廃棄物処理が行えるよう地域との調和を考慮した最終処分場計画を策定し、実施するための計画策定に当たって考慮すべき条件及び手法を調査研究するものである。54年度は、最終処分場の建設計画についての現状と問題点をさぐり、その対応策を検討し、最終処分場計画の策定に当たっての指針案を作成した。

#### 2) 海面埋立における浸透防止工法に関する研究

海面埋立地の特性に応じた浸透防止工法の研究が従来必ずしも十分でないために、埋立中に汚水が浸出したり、逆に過大な設計となっている例がみられる。本研究では、全国各地で実施されている海面埋立の実施例を調査し、種々の条件下における護岸の透水性について実験、検討を行い、現実の施設における実側値をもとに、海面埋立をする際の浸透防止に関する技術の開発を行うものである。54年度は、前年度の成果を踏まえて、海面埋立地における透水性及び水質の実測を行った。

#### 3) 家電廃棄物からの有害被膜溶離脱着技術の緊急開発に関する調査研究

家庭用電気製品が廃棄物として滞留し、生活環境保全上支障が生じている。これは家電廃棄物からの金属回収がスムーズに行われなくなったことによるものである。本研究では、破碎分離、焼却処理等における有価金属の回収、有害重金属による2次公害防止に留意した有害被膜溶離脱着技術について調査研究を行った。

#### 4) 産業廃棄物回収保証金制度に関する研究

耐久消費財のうち自動車用タイヤ、家庭用電気製品等は、使用後の処理責任主体が不明確なため、無処理ないし不適正な処理のまま環境中に放置されていることが多い。本研究では再利用、省資源の観点からこれらの製品の生産者である事業者の販売ルートによる下取りを円滑に行わせるために回収保証金制度を導入する際の問題点について検討し、現実的な制度を提示するための研究を行った。

厚生白書(昭和55年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第2編 生活環境の整備

第2章 廃棄物の処理

第4節 広域最終処分場計画の推進

(1) 大都市圏における廃棄物の処理の動向と課題

現在、首都圏近畿圏等の大都市圏においては、人口、産業等が集中しているため、廃棄物の発生量、最終処分量は膨大なものとなっている。一方、これらの圏域においては、土地が高密度に利用されているため、廃棄物の最終処分場の確保が極めて困難となっており、廃棄物の適正処理を図るうえで重大な支障が生じている。

一般廃棄物の最終処分現況をみると、自己の行政区域内で陸上埋立処分が行えている市町村は、その人口の割合で見ると、首都圏で約52%(調査対象の人口比)、近畿圏約53%にすぎない。一方、首都圏、近畿圏とも既に約30%の人口に係る廃棄物が海面埋立処分に依存するような状況となっている(第2-2-12表)。

第2-2-12表 首都圏・近畿圏における一般廃棄物の最終処分状況

第2-2-12表 首都圏・近畿圏における一般廃棄物の最終処分状況(53年度)  
(単位:千人、%)

区分	市町村の処分場			一部事務組合の処分場	他の地方公共団体等の処分場	業者の処分場	無回答	合計
	行政区内(陸上)	行政区外(陸上)	海面					
首都圏	15,497 (52)	224 (1)	9,271 (31)	2,128 (7)	369 (1)	1,893 (6)	155 (1)	29,537 (100)
近畿圏	8,341 (53)	268 (2)	4,084 (26)	1,335 (8)	306 (2)	1,504 (9)	48 (0)	15,886 (100)
合計	23,838 (52)	492 (1)	13,355 (29)	3,463 (8)	675 (1)	3,397 (7)	203 (0)	45,423 (100)

厚生省水道環境部調べ

(注) 調査対象は臨海都府県(首都圏:埼玉,千葉,東京,神奈川,近畿圏:大阪,兵庫)については全市町村,その他(首都圏:茨城県,栃木県,群馬県 近畿圏:滋賀県,京都府,奈良県,和歌山県)については全市とし,該当する人口でまとめた。

このような状況は将来ますます厳しくなることは明らかであり、今後の方向としては、行政区域をこえた圏域を一体とした広域的な対応を考えていかざるを得ない状況にある。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第4節 広域最終処分場計画の推進

###### (2) 広域最終処分場計画の推進

---

厚生省においては、大都市圏域における広域最終処分場確保の要請に対処するため、地方公共団体等が共同して利用する広域最終処分場計画いわゆるフェニックス計画の推進を地方公共団体と協議しつつ検討していくこととしている。このため、53年度より、関係地方公共団体の協力を得て、首都圏及び近畿圏について、広域的な処理を行う必要が生じる廃棄物の量等に関する調査を実施しており、54年度より中部圏についても広域最終処分場の必要性に関する調査に着手した。

55年度においては、引き続き、首都圏及び近畿圏について、基本計画策定のための調査を実施するとともに、中部圏についても、広域最終処分場の基本構想に関する調査を行っている。これらの調査の結果を踏まえ、大都市圏における広域最終処分体制の整備を検討していくこととしている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第5節 廃棄物処理の今後の方向

###### 1 一般廃棄物の処理

###### (1) 施設の整備

今後も増大化していく廃棄物を適正に処理することは、国民の公衆衛生の向上及び生活環境の整備を図る上で極めて重要な課題となっている。

このため、産業廃棄物の中間処理施設や最終処分場の整備等を強力に推進する必要がある。廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づく第4次5か年計画(51年度から55年度)により、計画的にその整備を進めてきたところであるが、なお十分とはいえないので今後とも計画的な施設整備の推進を図るために、現在新たな5か年計画の検討を行っている。

また、円滑な一般産業廃棄物処理施設の立地、建設を進め、一般廃棄物適正処理を図るために廃棄物処理施設による環境汚染の防止には万全を期す必要がある。環境アセスメントの重要性が今後ますます増大することになる。また、一般産業廃棄物処理施設立地に関しての周辺対策も今後の課題となる。

###### (2) し尿処理

し尿の処理については、下水道の十分な整備にはまだ相当の年月を要することから今後もし尿処理施設、地域し尿処理施設及びし尿浄化槽が相当の役割を果たすことになる。雑排水とし尿とを合併処理する地域し尿処理施設については、地域的な水質汚濁の防止及び地域による衛生水準の格差是正のために今後とも、これまでと同様に緊急に整備を図る必要がある。

国民の水洗便所化に対する要望の高まりとともに急速な普及を示しているし尿浄化槽の維持管理のより一層の適正化のために、原則として厚生大臣の指定する者(指定検査機関)による毎年1回の維持管理状況の検査制度が55年1月から実施されたが、今後、この制度をより一層充実させる必要がある。更に、し尿浄化槽の維持管理については、し尿浄化槽清掃業者による定期的な汚での引き抜き等を指導していくなど、都道府県・政令市における監視指導の徹底が望まれている。

また、し尿浄化槽から排出される汚では現在し尿処理施設で処理されているが、くみ取りし尿に対する混入率の高い施設にあっては、運転管理が困難になってきている例がみられるので、その適正な処理方式を検討中である。

その他、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全臨時措置法の改正により生活系排水も含めた水質総量規制の実施及び富栄養化対策の推進が図られ、これに対応してし尿処理施設における高度処理設備の設置

を促進しているところであるが、これとともに生活系汚濁負荷の大部分が無処理放流されている雑排水によることから、地域し尿処理施設の整備を図ることが必要である。

### (3) ごみ処理

現在、ごみ処理については、原則として焼却することにより減量化・安定化された後の焼却残灰を埋立てる方法を中心として処理体系が組み立てられているが、ごみの減量化を促進するためには、更に、ごみの発生及び処理の各過程において、積極的にごみの再生利用方策を検討する必要がある。

ごみ焼却施設については、環境保全の立場から、なお一層の排ガス対策を図る必要がある。このため従来から規制されているSO<sub>2</sub>、ばいじんに加えて、HCl、NO<sub>x</sub>についても対策が推進されているところである。また、ごみ焼却施設は、水質汚濁防止法において特定施設とされており、排水基準の適用を受けるので、現在、排水処理施設の設置等の対策が進められているところである。

しかしながら、一部の廃棄物については現行の市町村の清掃事業体系においては、適正な処理が困難となっており、これらの廃棄物の適正処理に関して、個々の市町村の技術的、経済的対応能力を考慮して、今後とも検討を進める必要がある。

また、省エネルギーの観点及び廃棄物処理施設の周辺環境整備の観点から、焼却余熱による発電及び周辺施設に対する蒸気・温水の供給等を今後とも積極的に実施する必要がある。

最終処分場は、廃棄物の適正な処理を図るために、不可欠の施設であるが、首都圏等において、近年特に、その確保が困難となっているため、広域最終処分場の建設が考えられるほか、従来、分別収集されながらも直接埋立られることの多かった不燃物について、適正な処理を施し減量・減容化を図る必要がある。

そのほか、実験事業として実施しているごみ運搬用パイプライン施設整備事業については、技術的、経済的な評価を行い、検討を進めていくことが必要である。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第2章 廃棄物の処理

##### 第5節 廃棄物処理の今後の方向

#### 2 産業廃棄物の処理

第77回通常国会において成立した廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正法が52年3月15日より施行され、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでの責任の所在の明確化をはじめとする法的な体制の整備が行われた。もとより、産業廃棄物の処理体系は事業者処理責任の原則を踏まえて組み立てられているところであるが、海洋投入処分の規制の強化、最終処分用地確保難の深刻化等事業者の自己努力のみによってはその責任を果たすことが困難な事例を生じつつある。厚生省においても、産業廃棄物に関する発生状況、処理状況等のは握、産業廃棄物処理技術の研究開発及び評価並びに教育研修を行うこと等によって産業廃棄物の処理が適正に行われるような基盤づくりを積極的に進めるとともに、最終処分を必要とする産業廃棄物の減量化を図るため、産業廃棄物の発生量の削減や、再生利用・中間処理の促進を事業者、処理業者に対して指導していくこととしている。

## 各論

## 第2編 生活環境の整備

## 第3章 食品衛生

## 第1節 食品衛生の現状

## 1 国内の動向

## (1) 食中毒の発生状況

我が国における食中毒の発生は、45年以降多少の増減はあったがほぼ横ばいの状況にあった。その中において、51年は気候条件等により、食中毒精密統計調査が開始された27年以来最低を記録したが、54年はほぼ例年並の発生状況となっている。

すなわち54年の食中毒の発生状況は、事件数が1,168件(対前年比8.1%減)、患者数3万161人(対前年比1.3%減)、死者22人(対前年比45.0%減)となっている(第2-3-1表)。なお、死者数22人は、23年食品衛生法が施行されて以後、最も少なかった。

第2-3-1表 食中毒事件数、患者数、死者数、り患率及び死亡率の年次推移

	事件数	患者数	死者数	り患率 (人口10万対)	死亡率 (人口10万対)
45年	1,133	32,516	63	31.3	0.1
46	1,118	30,731	46	29.3	0.0
47	1,405	37,216	37	35.0	0.0
48	1,201	36,832	39	33.9	0.0
49	1,202	25,986	48	23.6	0.0
50	1,783	45,277	52	40.4	0.0
51	831	20,933	26	18.5	0.0
52	1,276	33,188	30	29.1	0.0
53	1,271	30,547	40	26.5	0.0
54	1,168	30,161	22	26.0	0.0

資料：厚生省統計情報部「食中毒統計年報」

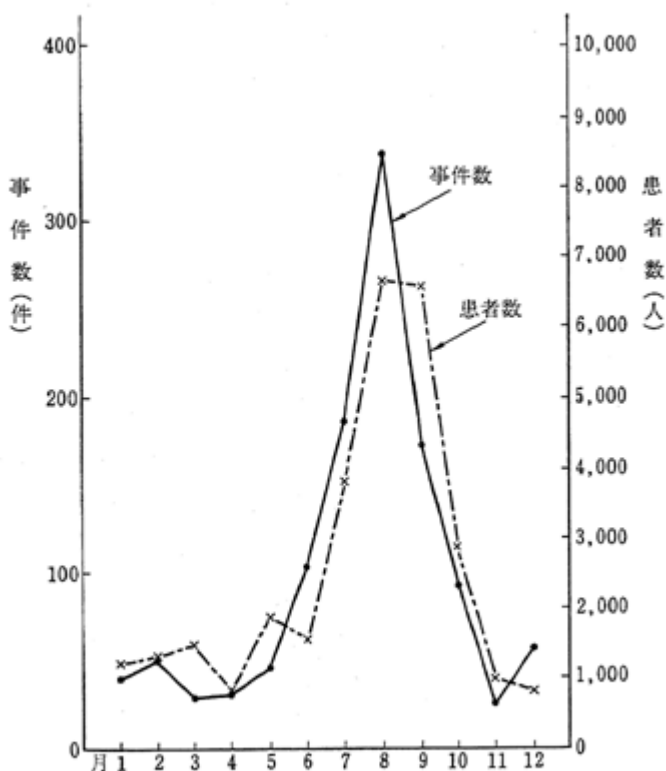
(注) 48年より沖縄県を含む。

月別発生件数についてみると、8月が337件(28.9%)と最も多く、次いで7月185件(15.8%)、9月175件(15.0%)の順となっており、7～9月の3か月間で年間発生件数の59.7%を占めている。これを患者数で見ると、8月6,661人(22.1%)と最も多く、次いで9月6,590人(21.8%)、7月3,822人(12.7%)の順となっており、この3か月間の患者数を合計すれば年間患者数の56.6%を占めている(第2-3-1図)。



第2-3-1図 食中毒事件数と患者数の季節変動

第2-3-1図 食中毒事件数と患者数の季節変動



資料：厚生省統計情報部「食中毒統計年報」

病因物質別の発生件数についてみると、細菌に起因するものが最も多く797件(68.2%)を占めており、そのうち、腸炎ビブリオによるものが373件(31.9%)、ぶどう球菌によるもの246件(21.1%)等となっている。

また、ふぐ、きのこ等の自然毒による食中毒が64件(5.5%)発生しているが、このうち、ふぐのテトロドトキシンに起因する食中毒は事件数30件、患者数43人、死者数10人であり、特に、死者数は全死者数の45.5%に達している。ふぐによる食中毒の大部分は、家庭等において個人が調理、摂食することにより発生したものである。また、病因物質不明の食中毒事件数は297件(25.4%)、患者数は5,403人である。

なお、病因物質不明の患者数は減少の傾向を示しており、これは、細菌検索技術の向上、細菌学の進歩等によるものであると考えられる。

原因食品別の発生件数についてみると、魚介類によるものが274件(23.5%)と最も多く、次いで穀類及びその加工品によるもの103件(8.8%)、複合調理食品によるもの101件(8.6%)、野菜類及びその加工品によるもの45件(3.9%)、魚介類加工品によるもの21件(1.8%)、卵類及びその加工品によるもの20件(1.7%)等の順となっている。また、原因食品不明のものが456件(39.0%)ある。

原因施設別の発生件数についてみると、飲食店が最も多く304件(26.0%)、次いで家庭262件(22.4%)、旅館126件(10.8%)、仕出し屋119件(10.2%)等の順になっている。

なお、原因施設で家庭が2位となったのは29年食中毒の統計に計上して以降はじめてである。

摂取場所別の発生件数についてみると、家庭が最も多く433件(37.1%)、次いで飲食店162件(13.9%)、旅館122件(10.4%)、事業所117件(10.0%)等の1頂になっている。

(2) 国内監視体制の強化

## ア 食品衛生監視員

食品衛生監視員は、54年末現在6,509人が都道府県、政令市、特別区の各庁舎及び保健所等に配置され、食品関係営業施設の監視指導及び食品、添加物、器具、容器包装等の検査、収去試験等に従事している。

## イ 監視指導の状況

都道府県等の食品衛生監視員が54年中に行った監視指導の件数は、許可を要する営業施設(飲食店営業、そう菜製造業等34業種)に対するものが353万4,337件、許可を要しない営業施設(菓子販売業、集団給食施設等15業種)に対するものが190万6,791件となっており、いずれも前年を上回っている。

また、監視指導及び試験検査の結果に基づく行政措置は、営業許可の取消しが4件、営業の禁止が398件、営業の停止が908件、施設の改善命令が308件、物品の廃棄命令が831件、その他の措置が3万2,284件である。

## ウ 監視指導の強化

食品の製造・加工技術の高度化に伴う食品の多様化、食品流通の広域化、食品関係営業施設の増加等に対応し、食品等の安全を確保するため、食品衛生監視員の増員、その専任化及び業種別専門監視員の育成を含めた教育、訓練等による監視員の資質の向上、更には機動力の強化等による広域的、かつ、重点的な専門監視指導体制の確立推進が図られているところである。

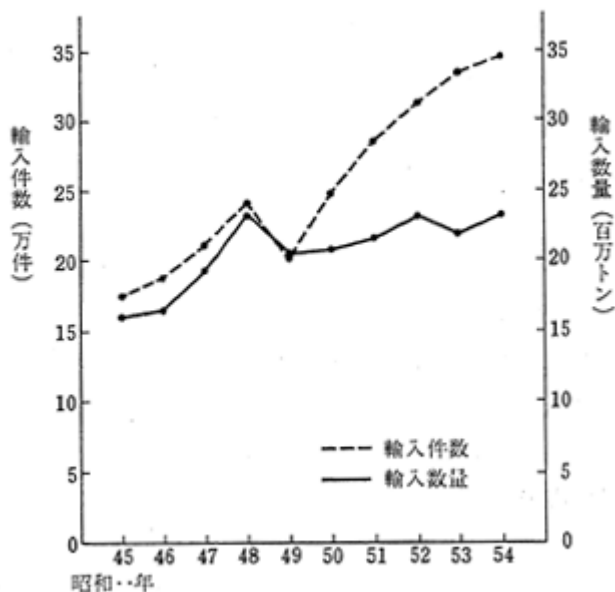
## (3) 輸入食品の監視体制の強化

### ア 監視の現状

54年における食品、添加物、器具、容器包装及び乳幼児用のおもちゃの輸入は、件数で34万5,400件、数量で2,326万トンであり、前年に比較し、件数で3.1%増加し、数量も5.8%増加した。この件数の伸びは、加工食品の多様化の進展、航空機による生鮮食品の輸入の増加によるものと考えられる(第2-3-2図.2>第2-3-2図)。

第2-3-2図 食品等の輸入件数、数量の年度別推移

第2-3-2図 食品等の輸入件数、数量の年度別推移



厚生省環境衛生局調べ

54年に実施した検査の件数は1万8,000件であり、その結果不合格となったものは、その約6.0%に当たる1,088件であった。これらは、輸送途中の事故又は取扱いの不備による腐敗又は変敗、その使用が認められていない添加物の使用、食品、添加物等の規格基準に不適合等の理由で不合格となったものであり、それぞれについて、廃棄、輸出国への積戻し又は保税中の再殺菌処理等の措置が採られた。

### イ 監視体制の強化

輸入食品は、国内のものと異なりその製造過程等が不明であり、また、輸出国によって食品衛生に関する規制が異なるため、我が国の食品衛生法の諸規定に適合しない食品等が輸入されるおそれが少なくないので、輸入食品に対する

監視体制の強化が強く要請されている。

現在、全国の主要16港(3空港を含む。)に国の食品衛生監視員57人が駐在し、食品衛生法第16条に基づく食品等の輸入届出書等の提出書類の審査、保税地域内での現場検査、収去、化学的及び微生物学的試験検査、コンピュータによる輸入食品等の統計処理等を行うとともに、輸入業者等に対する指導等を行い、不良品の輸入防止に努めているところである。また、検査技術の高度化と検査の迅速化を図るため、ガスクロマトグラフ、原子吸光分析装置等の検査設備を整備してきたが、今後とも蛍光分光光度計、薄層クロマトグラフ用デンシトメータ等を整備するとともに、コンピュータシステムの導入、ファクシミリの設置等により輸入食品に関する情報の提供、情報交換の迅速化を進めるほか、更に食品衛生監視員の増員を図り、輸入食品の監視体制の一層の強化を行うこととしている。

### (4) 営業者の自主管理体制の強化

食品の安全確保は営業者に課せられた責務であり、そのためには営業者による自主的な衛生管理が要求されるところである。

営業者によるその施設の衛生的な管理運営については、都道府県知事が食品衛生法に基づき基準を定めて営業者に遵守させることになっており、また、営業者による自主検査体制の確立についても、営業者が自主検査に努めるよう必要な指導がなされているところである。このほか、社団法人日本食品衛生協会が実施している食品衛生指導員による営業者に対する巡回指導並びに営業者及び消費者に対する食品衛生思想の普及のための事業に関しても国庫補助を行い、営業者自身による食品の安全確保の推進を図っている。

## (5) 試験研究期間及び検査施設の整備

食品産業における製造・加工技術の高度化，環境汚染物質の食品への移行等食品の安全性に関する新たな問題の出現，消費者サイドにおける食品の安全性についての関心の高まり等に伴い，食品等に関する適正な試験及び検査の必要性は増大しており，また，試験検査技術についても高度なものが要求されてきている。こうした需要に対処するためには，国，都道府県，政令市における食品衛生検査施設の整備を推進する必要があることはいうまでもないが，他方また，営業者の自主検査需要に応じるため，民間の検査施設の充実を図ることも緊要である。こうした民間の検査機関として，食品衛生法に基づく指定検査機関の制度が設けられており，55年8月末現在の指定検査機関の数は34機関39施設である。また，53年5月には，「食品衛生指定検査機関協議会」が設立され，以来検査機関相互の連絡，検査技術の向上を図っている。

## (6) 食品衛生の調査研究

食品衛生行政を科学的に推進するため，食品，添加物等に関する各種の調査研究を大学，試験研究機関等に委託して行っているところであり，未解明の食中毒原因に関する研究等の諸種の基礎的調査研究を55年度も継続して実施し，食品，添加物等の安全性の確保に資することとしている。

## (7) 食品事故救済対策

食中毒事件のうち，被害が重大かつ広範であり社会的関心を招いてきたものとして「森永ヒ素ミルク中毒事件」(30年)と「カネミライスオイル食中毒事件」(43年)がある。

前者については，厚生省，被害者団体及び森永乳業(株)の話し合いによって，49年4月財団法人「ひかり協会」が設立され，現在，この団体により被害者に対する各種の救済事業が推進されている。

後者については，患者から3件の民事訴訟が提起されている。第1の訴訟については，52年10月に，福岡地方裁判所において被告カネミ倉庫(株)，鐘淵化学(株)等の賠償責任を認める判決が下されたが鐘淵化学(株)が控訴し，現在福岡高等裁判所に係属中である。また，第2及び第3の訴訟は，カネミ倉庫(株)，鐘淵化学(株)等とともに国及び北九州市を被告とするものであるが，このうち，第2の訴訟については，53年3月，カネミ倉庫(株)及び鐘淵化学(株)の賠償責任を認める判決が下されたが，原告及び鐘淵化学(株)が控訴し，福岡高等裁判所に係属中であり，また第3の訴訟は，現在福岡地方裁判所小倉支部に係属中である。更に，未訴訟患者については，関係者間で話し合いが進められ，53年7月，患者側と鐘淵化学(株)及びカネミ倉庫(株)との間に，患者の救済についての合意が成立した。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第1節 食品衛生の現状

###### 2 国際的動向

---

国際貿易上のトラブルを防止するため、FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)は合同で国際食品規格計画を進めることとし、38年にその実施機関としてFAO/WHO合同食品規格委員会が設立され、以来今日まで、同委員会の下部機関として設けられた各部会を中心として主要な食品についての統一的な規格作成の作業が進められてきている。同委員会から勧告がなされた食品規格は、現在まで136である。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第2節 食品の安全確保対策

食品の安全性を確保するためには、その製造、加工、保存、運搬等の各過程で衛生的な取扱いがなされることが必要である。現在、食品については、細菌数、重金属量、残留農薬量等に関する成分規格と製造基準、保存基準等が必要に応じて定められている。また、化学的合成品たる食品添加物については、厚生大臣が定めるもの以外は使用が禁止されており、更に、その大部分について成分規格と使用基準が定められている。今後とも、これら規格基準の整備を計画的に進めていくこととしている。

また、食品中の微量重金属のバックグラウンド調査を行う等、新しい問題に対応した食品安全確保対策を実施している。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第2節 食品の安全確保対策

###### 1 食品の規格基準の設定

---

食品の安全性を積極的に確保するため、必要に応じ現在まで、清涼飲料水、冷凍食品等22の食品群並びに乳及び乳製品について、成分規格、製造基準、保存基準等を定めている。今後とも、新しい問題に対応して、順次規格基準の設定及びその見直しを行っていく予定である。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第2節 食品の安全確保対策

##### 2 食品の衛生規範の設定

---

食品の製造及び販売の段階において良好な衛生状態を確保し、その向上を図るため、規格基準の整備及び監視指導の強化に加えて、詳細かつ具体的に食品の管理上の技術的手法を示した食品の衛生規範を設定し、営業者による安全な食品の供給に資することとしている。54年6月には、弁当及びそうざいについての衛生規範を作成し、その周知を図っているところである。

---



## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第2節 食品の安全確保対策

#### 3 食品含有微量重金属等調査

---

環境汚染に由来する食品の汚染は、食品の安全確保の見地からみて大きな問題である。この問題に的確に対処するため特に蓄積性が高く、生物濃縮を生じる重金属等について、環境汚染以外に自然界を介して食品に含まれているいわゆるバックグラウンドを調査し、実態をは握しておく必要がある。

このような見地から、穀類、果実野菜類及び畜水産物食品中に含まれる重金属等の基礎調査を実施し、今後の食品の規格基準設定に資することとしている。55年度においては銅及びスズを調査する。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第2節 食品の安全確保対策

#### 4 残留農薬基準

---

病虫害を防除する目的で農作物などに使用される農薬は、使用程度によって生鮮食品中に残存するものがある。このため、公衆衛生上の見地から食品の成分規格として農薬残留基準を設けることとし、39年度より残留実態調査及び残留基準の設定を進めており、現在までに米、きゅうりなど53食品について、BHC、カプタホールなど26農薬の残留基準が定められた。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第3節 牛乳・乳製品及び食肉

###### 1 牛乳, 乳製品の衛生

---

食生活の向上に伴い, 牛乳・乳製品の消費量は年々増加しており, 栄養豊かな食品として食品生活上重要な地位を占めている。これに伴い生産量も増大し, 54年の生乳の生産量は, 646万4, 685t(49年比1.3倍)に達しており, その内訳は飲用牛乳等向け386万6, 265t(49年比1.3倍), 乳製品向け246万1, 781t(49年比14倍)となっている。

牛乳・乳製品については, 特に乳幼児が多く摂食する食品でもあることから消費者の関心も極めて高く, また, これらの食品による事故の発生が消費者に与える影響も大きいので監視, 指導の一層の強化を図っている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第3節 牛乳・乳製品及び食肉

###### 2 食肉の衛生

食肉は、国民のたん白源として、重要性を増しており、その消費量の増大も著しい。これに伴い、と畜頭数も増加し、54年は2,048万5,093頭(49年比1.2倍)となっており、その主な内訳は、牛は118万7,708頭(49年比1.2倍)、豚は1,923万2,096頭(49年比1.2倍)となっている。

これに伴って、と畜検査員の行うと畜検査件数も増加しているが、と畜検査については、家畜飼養形態の変化、疾病の予防、治療技術の進歩等により、家畜疾病にも様相の変化がみられることから、より科学的な精密検査が要求されてきている。このため現在42都県市に食肉衛生検査所を設置しているが、今後ともこのような検査体制の強化拡充を推進する必要がある。

と畜場は、54年末で500か所(49年末570か所)であるが、これら施設のなお一層の近代化を図るため特別地方債による整備促進を行っており、今後ともと畜場の整理統合を進めつつ、衛生的な取扱いによる食肉衛生の一層の向上を図ることとしている。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第4節 食品添加物

化学的合成品である食品添加物は、人の健康を損うおそれがない場合として厚生大臣が食品衛生調査会の意見をきいて定める場合を除いては、その使用等が禁じられている。

食品添加物の指定に当たっては、各種の毒性試験等のデータに基づき慎重に安全性のチェックがなされているが、毒性試験の技術水準は年々向上しているため、指定後においても常に最新の科学的水準に基づき安全性の見直しを進めることとしている。

この見直しは、37年度から開始され、45年度から更に拡充強化された。49年度からは、従来実施されてきた慢性毒性試験、催奇形性試験等に加え相乗毒性試験を、また51年度からはアレルギー試験を、53年度からはスクリーニング試験を行って再評価の促進化を図り、今後とも最新の科学的水準に基づいた再評価を進めることとしている。

なお、過酸化水素は弱いながら発がん性が認められたため、54年度に残留を認めないよう使用基準が改正された。

更に、その安全性について問題がない食品添加物であってもこれを食品に使用する必要性が少なくなったものについては、できるだけ使用を減ずることとして、食品添加物の使用について、調査研究を行い、これまでにチオ硫酸ナトリウムなど45品目が削除され、化学的合成品たる食品添加物は、55年6月末現在334品目となっている。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第5節 器具・容器包装・おもちゃ及び洗剤

###### 1 器具及び容器包装

---

食品の調理, 加工, 保存等に用いられる器具及び容器包装については, 従来から保健衛生上の見地より各種の規格基準の整備を行っている。このうち合成樹脂製器具及び容器包装については, 48年, 52年にポリ塩化ビニル製の製品について, また54年5月にはポリエチレン, ポリプロピレン, ポリスチレン製の製品について, 更に, 55年6月にはポリ塩化ビニリデン, ポリエチレンテレフタレート製の製品について一般規格とは別に個別規格が設けられた。今後, 他の合成樹脂製の製品についても個別規格を整備していく予定である。

また, 食品の自動販売機のうち清涼飲料水のコップ販売式のものについて材質, 構造及び機能について規格が定められていたが, 54年5月規制対象自動販売機の範囲を食品が機内の部品に直接接触するすべてのものに拡大し, 規制を強化した。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第5節 器具・容器包装・おもちゃ及び洗剤

###### 2 おもちゃ

---

乳幼児が用いるおもちゃについては、口に接触すること等による健康上の危害の発生を防止するため衛生上の規格基準を設ける作業を進めているが、これまでに折り紙、写し絵など5品目について重金属、着色料等に関する規格基準が設定されている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第3章 食品衛生

##### 第5節 器具・容器包装・おもちゃ及び洗淨剤

###### 3 洗淨剤

---

野菜，果実又は飲食器の洗淨剤については47年の食品衛生法改正によって，成分規格及び使用基準の設定，有害な洗淨剤の販売禁止等，公衆衛生の見地からの所要の規制措置が法定化された。これに基づき，48年に洗淨剤の品質規格及び使用方法の基準が設定された。

---



## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第1節 環境衛生関係営業

---

飲食店営業, 旅館業, 理容業, 美容業, 公衆浴場業, クリーニング業等の環境衛生関係営業については, 食品衛生法等の個別の衛生規制により, 厳しい監視, 指導漸うとともに, 環境衛生関係営業の運営の適正化嘱する法律に基づき, 経営の安定化等極じて衛生水準の向上を図ることとしている。

---

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

1 営業施設数の動向

環境衛生関係営業においては、全体の施設数は増加しているが、それぞれの営業の動向を反映して、興行場のうち映画館については漸減の傾向を示し、また公衆浴場のうち一般公衆浴場(いわゆる銭湯)も自家風呂の普及に伴う利用者の減少等のため転廃業が増加している。

一方、国民生活の多様化に伴い、旅行、外食等の機会が増大し、このため、ホテル、飲食店、喫茶店の増加が著しい。また、クリーニング所、美容所等も着実に増加している。

なお、54年末における営業施設数は、第2-4-1表のとおりである。

第2-4-1表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

第2-4-1表 環境衛生関係営業の施設数及び事業所規模

	施 設 数			常雇用従業員数構成 (53年)		
	53 年 末	54 年 末	伸び率	1~4人	5~49	50~
総 数	2,025,431	2,105,565	4.0	% 91.4	% 8.4	% 0.2
興 行 場	4,478	4,489	0.2	41.5	56.7	1.8
(再掲) 映 画 館	2,775	2,743	△ 1.2	39.1	60.3	0.6
ホ テ ル 営 業	1,574	1,768	12.3	84.6	14.3	1.1
旅 館 営 業	82,858	83,035	0.2			
簡 易 宿 所 営 業	27,670	28,132	1.7			
下 宿 営 業	2,922	3,017	3.3			
公 衆 浴 場	25,473	25,450	△ 0.1	97.0	3.0	0.0
(再掲) { 公 営 浴 場	2,107	2,200	4.4	—	—	—
{ 私 営 一 般 公 衆 浴 場	16,197	15,834	△ 2.2	—	—	—
理 容 所	142,888	143,413	0.4	98.5	1.5	0.0
美 容 所	146,746	151,712	3.4	94.6	5.4	0.0
ク リ ー ニ ン グ 所	108,800	112,815	3.7	94.1	5.6	0.2
{ 一 般 ク リ ー ニ ン グ 所	58,374	58,287	△ 0.2			
{ 取 次 店	50,426	54,528	8.1			
飲 食 店 営 業	1,211,624	1,266,031	4.5	90.3	9.5	0.2
喫 茶 店 営 業	71,960	82,156	14.2			
食 肉 販 売 業	192,221	197,407	2.7	93.8	6.2	0.0
氷 雪 販 売 業	6,217	6,140	△ 1.2	—	—	—

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」及び総理府統計局「事業所統計調査報告」

厚生白書(昭和55年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第1節 環境衛生関係営業

##### 2 監視及び指導

環境衛生関係営業における衛生水準を確保するために個別の法令によって構造設備の基準等を定めるとともに、理容、美容クリーニング営業については、公衆衛生に関する一定の知識技能を有する者によって適正なサービスの提供が行われるように、従事者につき試験免許制度を設けている。これらの資格免許交付の状況は、第2-4-2表のとおりである。

第2-4-2表 環境衛生関係営業の資格免許交付件数

	48年	49	50	51	52	53	54
理容師	7,844	5,924	4,429	3,747	2,930	2,760	3,310
美容師	15,802	12,744	12,947	13,123	12,068	15,045	17,267
クリーニング師	2,680	1,777	1,858	2,161	1,807	1,628	1,527

資料：厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」

また、施設ごとの衛生措置については、各都道府県等におかれている環境衛生監視員による立入検査等により監視、指導を行っている。

各論

第2編 生活環境の整備

第4章 生活環境の衛生管理

第1節 環境衛生関係営業

3 経営安定化の方策

環境衛生関係営業の多くは中小零細企業によって占められており、従業者5人未満の事業所は8割を超えている。営業規模が小さいことは、国民のニーズの多様化に対応しやすいという利点をもつ反面、経営の近代化、合理化に立ち遅れがちな傾向をもたらししている。

これらの営業は、比較的少額の資金により開業できることなどから、新規参入が容易であり、過当競争になりがちな体質をもっている。したがって、経営が不安定な状態に陥りやすく、適正な衛生水準の維持が困難になるなどその健全な経営が阻害されるおそれがある。

また、これらの営業のほとんどは労働力に依存する割合が高く、機械設備の導入といった省力化、合理化の余地が比較的少ない。このため、賃金コストの上昇、稼働率の低下を生産性の向上でカバーできないため、料金の上昇をもたらす結果となっている(第2-4-3表)。

第2-4-3表 環境衛生関係営業の料金

第2-4-3表 環境衛生関係営業の料金

	48年	49	50	51	52	53	54
総合	71.9	89.4	100.0	109.3	118.1	122.6	127.0
理髪代	59.6	82.3	100.0	114.3	126.4	134.3	143.6
パーマ代	61.0	82.9	100.0	113.0	125.0	130.4	135.1
入浴料	55.1	77.4	100.0	122.4	141.7	158.9	172.7
洗たく代(水洗い)	65.5	88.1	100.0	109.3	119.8	123.8	128.6
洗たく代(ドライ)	75.4	92.1	100.0	105.4	111.5	113.4	115.7
映画観覧料	68.9	86.6	100.0	113.0	124.6	132.1	134.0
宿泊料	75.8	82.2	100.0	110.3	122.2	127.2	131.2

資料：総理府統計局「消費者物価指数年報」

(注) 1. 表中の数値は、50年を100とした指数である。

2. 「総合」は総合消費者物価指数である。

なお、近年においては、飲食店営業、ホテル営業、クリーニング業などで、大資本の進出が各地でみられ、中小企業と大企業との調整の問題も生じており、今後は、消費者の利益に配慮しつつこのような問題に対処するためのルール作りが必要となってきた。

このような厳しい環境の中で、中小環境衛生関係営業者の経営の安定、体質の強化を図るため、環境衛生同業組合等による自主的な共同事業の推進を図るほか、従来から環境衛生金融公庫により営業設備の近代化を推進するための資金について長期、低利の融資が行われており、併せてこれらの施策の効果的活用を図るため営業者に対する組織的な経営指導の強化が図られている。

環境衛生金融公庫の54年度の業種別貸付状況は、第2-4-4表のとおりとなっている。また、55年度の融資

枠は、2、910億円(うち小企業等設備改善資金特別貸付け210億円)が計上されており、融資条件についても一般業種の貸付限度額を2、200万円から2、600万円に引き上げる等の改善が図られている。

第2-4-4表 環境衛生金融公庫業種別申込み、貸付状況

第2-4-4表 環境衛生金融公庫業種別申込み、貸付状況(54年度)

(1) 一般貸付け業種別申込み・貸付状況

(単位：件、1,000円)

	申 込 み		貸 付 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
飲食店関係営業	54,198	217,695,061	67,876	147,687,210
食肉販売業	1,100	5,568,190	1,329	4,115,330
食鳥肉販売業	184	905,320	228	667,070
氷雪販売業	31	162,970	34	89,800
理容業	6,527	17,453,883	8,242	13,162,720
美容業	6,842	25,634,035	7,494	18,776,600
興行場営業	52	297,750	61	254,270
ホテル・旅館業	3,410	30,999,644	4,653	23,169,930
簡易宿所営業	215	1,318,070	296	1,306,760
浴場業	1,057	8,418,510	1,252	6,728,220
クリーニング業	4,152	12,875,590	4,278	10,265,330
理容師・美容師養成施設	1	22,000	—	—
合 計	77,769	321,351,023	95,743	226,223,240

(2) 小企業等設備改善資金特別貸付け業種別申込み・貸付状況

(単位：件、1,000円)

	申 込 み		貸 付 け	
	件 数	金 額	件 数	金 額
飲食店関係営業	4,453	8,624,600	4,110	7,829,100
食肉販売業	135	303,600	121	267,800
食鳥肉販売業	45	95,300	43	93,200
氷雪販売業	10	15,400	10	13,650
理容業	2,386	2,479,080	2,256	2,308,790
美容業	635	1,199,950	594	1,092,030
興行場営業	10	22,500	6	13,400
ホテル・旅館業	365	768,710	354	735,560
簡易宿所営業	12	23,700	5	12,500
浴場業	349	512,400	341	498,400
クリーニング業	1,224	1,756,030	1,181	1,666,250
合 計	9,624	15,801,270	9,021	14,530,680

また、環境衛生関係営業の経営指導体制としては、業界における自主的活動の推進を図るため、都道府県ごとの環境衛生営業指導センターを中心に、経営指導員及び経営特別相談員等の専門的指導者の養成を図るとともに、各都道府県に「環境衛生営業相談室」を設置し、経営上の諸問題及び営業者相互の事業活動の調整に関する相談、消費者の苦情等に関する窓口として活用を図っている。

更に、54年4月11日に公布された環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に基づき、次のような施策により、経営の近代化・合理化を図っていくこととしている。1)55年4月に指定された全国環境衛生営業センターによる指導事業等2)都道府県環境衛生営業センターの設置の推進3)飲食店営業をはじめとする各業種ごとの振興指針の策定4)環境衛生同業小組合による共同事業の推進。

なお、環境衛生関係営業の中でも大きな比重を占めている飲食業については、1)自主的な衛生管理体制の確保等による衛生水準の向上2)共同購入、共同冷蔵等による食材の安定的確保3)環境衛生営業指導セン

ターの指導等による労務管理及び経営管理の合理化・近代化等を通じて、その競争力強化と安定的な営業振興を進める必要がある。

このほか、環境衛生関係営業において提供されるサービス及び商品については、その多様化に伴う表示の適正化や、事故が生じた場合の損害補償の明確化が消費者から望まれており、業界における自主的な努力とあいまって、業種ごとの標準営業約款の実施など、これらの対策を進める必要がある。

なお、近年における自家風呂の普及等に伴い、施設数の減少している公衆浴場については、なお、自家風呂を持たない地域住民も多く、公衆浴場の確保が強く望まれているところから、54年度には、公衆浴場の将来ビジョンを作成するための調査研究を行った。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第2節 家庭用品の安全対策

近年の化学工業の飛躍的發展により、各種の化学物質が処理剤及び加工剤として繊維製品、家具、洗剤、塗料等の家庭用品に使用され、難燃性、柔軟性、防かび性、防しわ性等によりその品質を高め、国民生活に大いに利便を供してきた。しかしながら、その一方では、これらの化学物質を含有する家庭用品による健康被害の問題が新たに提起されるようになった。

このような状況から48年10月に家庭用品の安全性を確保するため「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」が成立し、49年10月から施行された。この法律に基づき、政令で有害物質が指定され、更に厚生省令でこれら有害物質を含有する家庭用品の規制基準が設定され家庭用品の安全対策が行われてきたが、54年度においては、新たに家庭用の洗浄剤に含まれる水酸化カリウム、水酸化ナトリウム及び有機錫系防菌・防かび剤トリブチル錫化合物の3物質が有害物質として政令で指定された。これらを含む家庭用品として、前者については家庭用の洗浄剤で液体状のもの(水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する製剤たる劇物を除く。)が、後者についてはおしめ、下着、手袋等の繊維製品及び家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス等が厚生省令で指定され、それぞれ規制基準が定められ、55年4月1日から施行された。

なお、国、都道府県及び保健所を設置する市に、立入検査等の業務を行う家庭用品衛生監視員が置かれ、販売又は授与された規制対象家庭用品が厚生省令で定める基準に適合しているかどうかを監視し、更にその他一般の家庭用品についても安全対策上必要な監視を行っている。

厚生省においては、家庭用品に使用される化学物質による人体危害について、早期に、多面的に情報収集を行い、専門家による評価等を通じて所要の危害拡大防止等の対策を推進するため6病院によるモニター病院制度を実施してゐる。

また、家庭用品の安全性をより確実なものとするために、既に規制の対象となっているものの他にも、家庭用品に使用されている各種化学物質について、引き続き、急性毒性試験、慢性毒性試験、皮膚刺激性試験、アレルギー性試験、発がん性試験、催奇形性試験等を実施している。今後もこれらの結果等により、国民の健康保護のために、規制を行う必要があると認められる化学物質については、生活環境審議会の意見を聞いた上で、順次有害物質として指定し、当該化学物質が使用されている家庭用品について規制基準を定めていくこととしている。



## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第3節 建築物衛生その他の環境衛生

###### 1 建築物衛生

建築物の衛生面における維持管理対策は、45年10月に施行された「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて行われている。

同法は、多数の者が使用し、又は利用する一定規模以上の建築物であって、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途に供されるもの(特定建築物)について、その所有者等に対し建築物環境衛生管理技術者の選任を義務づけるとともに、維持管理の権原を有する者に対して建築物環境衛生管理基準の遵守を義務づけることによって、建築物における衛生的環境の確保を図ることを主な内容としている。

同法の施行以来、ビルの増加、ビル利用者数の増加等に伴い、同法に基づく施策の充実が逐次図られている。

第1には、特定建築物の範囲の拡大である。同法施行時には延べ面積が8,000m<sup>3</sup>以上のビルを対象としていたが、その後の中央管理方式の空気調和設備の普及、水質管理の必要性等にかんがみ、48年11月から5,000m<sup>3</sup>以上、51年7月からは3,000m<sup>3</sup>以上の建築物が対象とされることとなった。54年12月末現在、特定建築物総数は1万3,570か所となっている。

また、建築物環境衛生管理技術者免状を受けた者は、54年12月末現在で2万2,673人となっている。

第2に、建築物環境衛生管理基準徹底のための施策の強化が図られてきた。49年4月に同法施行規則が改正され、この基準を遵守するために不可欠な空気環境の測定、水質検査等の実施回数が定められた。更に、建築物の衛生的環境の確保には、環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質向上を図ることが重要であることにかんがみ、55年5月の法改正により、建築物の清掃業、空気環境測定業等の6業種について新たに都道府県知事の登録制度が設けられた。この登録は、56年5月から行われることとなっている。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第3節 建築物衛生その他の環境衛生

###### 2 ねずみ, 衛生害虫等駆除事業

ねずみ, 衛生害虫等の駆除事業は, 伝染病予防法にのっとり, 市町村の衛生班及び地区衛生組織等による地域住民の活動を中心に推進されているが, 近年, 都市化の急速な進展に伴う建築構造の複雑・巨大化及び生活様式の変化等により, ねずみ, 衛生害虫等の種類及び生態系が大きく変わってきている。すなわち大型で狂暴なドブネズミの横行, ゴキブリの繁殖, ビルの地下污水ピット等からのチカイエカの発生等のほか, ニスリカ, ダニ, ヤスデ等の不快害虫による被害も問題となっている。

このような諸種の要因により, 都市部におけるねずみ, 衛生害虫等の防除対策は, 従来の市町村衛生班並びに住民の地区組織活動のみではその実行を期待することが困難となってきたことにかんがみ, 専門駆除業者を指導育成して専門駆除業者による駆除事業の推進を図っている。また, ねずみ, 衛生害虫等の生態系の変化及び駆除薬剤の薬剤抵抗性等の問題に対処するため講習会を開催して都道府県, 市町村の駆除関係職員及び駆除関係団体等の職員に対する駆除技術の向上に努めている。

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第3節 建築物衛生その他の環境衛生

#### 3 狂犬病予防事業

---

我が国における狂犬病は、25年に狂犬病予防法が公布施行され、飼犬の登録、狂犬病予防注射及び違法犬の補獲抑留等を徹底して実施したことにより急激に減少し、人については特殊例を除いて30年以降、犬については32年以降その発生はないが、諸外国においては、依然数多く発生しているので今後も引き続き予防事業を推進することとしている。

54年における飼犬の登録頭数は323万1,288頭(49年比1.0倍)、狂犬病予防注射頭数は521万5,548頭(49年比1.0倍)、抑留頭数は48万488頭(49年比0.8倍)となっている。

---

## 各論

### 第2編 生活環境の整備

#### 第4章 生活環境の衛生管理

##### 第3節 建築物衛生その他の環境衛生

#### 4 墓地・埋葬等

---

墓地・埋葬等の管理及び執行については、「墓地、埋葬等に関する法律」によってその適正化が図られている。

墓地行政は、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に運営されることが要求されており、従前より地域の実情に応じた施策が行われてきた。しかし、近年都市化の進展や国民の墓地に対する意識の多様化に伴い、墓地等をめぐる諸情勢に変化がみられる。

第1に、大都市周辺においては、墓地需要が増大する一方土地確保難等から供給が不足し、墓地の需給を広域的に調整する必要が生じている。

第2に、公園墓地の普及、近代的火葬場の設置等設備面での改善、土葬の減少(土葬の比率45年20.8%、50年14.3%、54年9.9%)にみられるように墓地・埋葬に関する環境の変化や国民感情の変化が生じている。

以上のような状況に対処するため、墓地経営の法的規制に関する研究等の墓地・埋葬・火葬場等に関する調査、研究を進めている。また、52年には墓地についての調査、研究、情報の提供を行うための社団法人全日本墓園協会が設立され、全国の墓地関係者を対象とする研究会等を行っている。

火葬場については、年金積立金還元融資制度を活用(54年度84億1,800万円の貸出し)し、その整備が行われている。

なお、54年末における墓地等の施設数は、墓地90万2,682、火葬場1万5,452、納骨堂9,226となっている。

---